

砥 部 町 議 会  
令 和 3 年 第 4 回 定 例 会  
会 議 録

## 令和3年第4回砥部町議会定例会（第1日）会議録

招集年月日	令和3年12月2日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和3年12月2日 午前9時30分 議長宣告		
出席議員	1 番 高橋久美 4 番 原田公夫 7 番 佐々木公博 10 番 松崎浩司 13 番 山口元之 16 番 三谷喜好	2 番 日野恵司 5 番 柿本 正 8 番 小西昌博 11 番 大平弘子 14 番 中島博志	3 番 木下敬二郎 6 番 東 勝一 9 番 佐々木隆雄 12 番 西岡利昌 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 大江章吾 企画政策課長 伊達定真 戸籍税務課長 門田 巧 介護福祉課長 松下寛志 建設課長 門田 作 生活環境課長 小中 学 会計管理者 富岡 修 学校教育課長 田邊敏之	副町長 岡田洋志 総務課長 門田敬三 商工観光課長 高橋 桂 保険健康課長 篠原万喜枝 子育て支援課長 田中弘樹 農林課長 池田晃一 上下水道課長 藤田泰宏 広田支所長 町田忠彦 社会教育課長 山本勝彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 堀潤一郎 庶務係長 東山泰久		
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 14 番 中島博志 15 番 平岡文男		
傍 聴 者	1 人		

令和3年第4回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

日程第6 認定第1号 令和2年度砥部町一般会計決算認定について

日程第7 認定第2号 令和2年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第8 認定第3号 令和2年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第9 認定第4号 令和2年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について

日程第10 認定第5号 令和2年度砥部町とべの館特別会計決算認定について

日程第11 認定第6号 令和2年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について

日程第12 認定第7号 令和2年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について

日程第13 認定第8号 令和2年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について

日程第14 認定第9号 令和2年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について

日程第15 認定第10号 令和2年度砥部町水道事業会計決算認定について

・散 会

## 令和3年第4回砥部町議会定例会

令和3年12月2日（木）

午前9時30分開会

○議長（西岡利昌） ただいまから、令和3年第4回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 令和3年第4回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中、ご提案させていただいております案件につきまして、ご審議賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。先般、衆議院の解散に伴い、令和初の総選挙が行われました。岸田新総理が未来選択選挙と位置づけた同選挙では、議席数を減らしたものの自民党が単独過半数を確保し、自公政権は一定の信任を得たと言えます。しかしながら、野党共闘により選挙結果が拮抗した小選挙区が少なからずあり、与野党ともにベテラン議員が苦戦するなど、政治に対する国民の厳しい視線も垣間見えたのではないのでしょうか。第6波の備え、コロナ後を見据えた経済対策に加え、改憲機運の高まり、原発などのエネルギー政策、外交問題など、我が国が未来に向けて取り組むべき課題は山積しておりますが、岸田新総理の手腕に期待をしております。さて、新型コロナウイルス感染症についてですが、愛媛県の警戒レベルが感染縮小期に引き下げられて以降、県内は落ち着いた状況が続いております。海外では再拡大している地域もあり、新たな変異株が確認されるなど、予断を許さない状況であることには変わりはありませんが、感染対策に万全を期しながら、停滞している地域経済の活性化を図っていく必要があります。本町におきましても、学校などで延期となっていた運動会、修学旅行などの諸行事が行われ、11月には、サイクリングイベントや芸術文化フェスタなどの集客イベントを再開しており、年明けには2年振りとなる年賀交歓会や成人式も予定をしております。また、中止となった秋の砥部焼まつりの代替イベントとして、組合がテント市を開催するなど、民間においても感染対策や事業規模を工夫しながら経済活動の再生に取り組んでおられます。withコロナ時代を迎え、官民それぞれ協力・連携しながら、スピード感と柔軟性をもって住民生活の安定に取り組んでまいりますので、引き続きご支援・ご協力をお願いします。それでは、本定例会に提案させていただきます議案につきまして申し上げます。事務組合規約の変更に関する議案が2件、事務組合の財産処分に関する議案が1件、過疎地域に係る計画策定に関する議案が1件、条例制定に関する議案が1件、条例改正に関する議案が4件、補正予算が7件となっております。詳細につきましては、議案審議の場においてご説明させていただきますので、ご議決賜りますようお願いを申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） これから本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西岡利昌） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会

議規則第 125 条の規定により、14 番中島博志議員、15 番平岡文男議員を指名します。



## 日程第 2 会期の決定

○議長（西岡利昌） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る 11 月 25 日開催の議会運営委員会において、本日から 10 日までの 9 日間としております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から 10 日までの 9 日間と決定しました。



## 日程第 3 諸般の報告

○議長（西岡利昌） 日程第 3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。次に、監査委員より 10 月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、本日まで受理しました請願は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、12 月 10 日の本会議でお願いします。次に、委員会の委員派遣についてを報告します。総務産業建設常任委員会が、11 月 27 日から 30 日まで北海道安平町において胆振東部地震における復旧・復興状況及び防災対策について、北海道江別市において水害対応施設の概要及び防災対策について視察研修を行った旨の報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。



## 日程第 4 行政報告

○議長（西岡利昌） 日程第 4、行政報告を行います。本件については、主な事項について報告を求めます。岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 令和 3 年 9 月議会後からの行政報告を行います。お手元にお配りの行政報告をご覧ください。総務課。（1）9 月 6 日から 11 月 15 日までの落札の状況でございます。入札件数 32 件、設計金額の総額 3 億 2,940 万 1 千円、落札総額 2 億 8,225 万 1 千円、落札率 85.7%。内容につきましては、ご覧のとおりでございます。（2）11 月 18 日、株式会社オーヴェンタープライズと災害時のキッチンカーによる炊き出し実施等に関する協定を締結しました。これにより災害時、避難所で温かい食事の提供が可能となり、避難所環境の改善が期待されます。（3）11 月 28 日、砥部中学校を主会場とし、風水害を想定した砥部町総合防災訓練を実施しました。訓練内容、参加者数、参加機関はご覧のとおりでございます。企画政策課。（1）11 月 8 日、明治安田生命保険相互会社と緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、町民の健康増進や町民サービスの

向上を図ることを目的に、包括連携協定を締結しました。連携事項は、以下の事項から2ページをお願いします。ご覧の7項目でございます。(2)11月10日、愛媛信用金庫創立70周年記念事業の一環として、豊かなまちづくりに資する事業や地域の課題解決に向けた活動等に役立ててほしいと300万円の寄附をいただきました。寄附金は子育て支援事業に活用します。商工観光課。11月14日、愛媛サイクリングの日に合わせ、砥部焼伝統産業会館駐車場をスタート会場とし、スマートフォンのスタンプラリー機能を使って町内10箇所を回る、サイクリングイベントを開催しました。約50人が参加し、砥部焼の絵付け体験など、砥部町を堪能していただきました。保険健康課。11月28日集計時点の新型コロナワクチン接種実績で、接種人数、接種率等はこちらのとおりです。建設課。主要工事の進捗状況、災害復旧事業、令和2年度からの繰越分、①町道田ノ浦川井線道路災害復旧工事ほか21件、全体進捗率90%。②北川毛角谷水路災害復旧工事ほか10件、全体進捗率40%。防災安全交付金事業、町道久保田大岩橋線道路改良工事、進捗率70%。町単独事業、町道久保田深田線道路改良工事、進捗率10%。3ページをお願いします。生活環境課。10月1日、下水道整備拡大により一般廃棄物処理業者が経営に対し受ける影響を緩和するとともに、し尿の収集、運搬体制を維持することを目的に、株式会社カトウへ浄化槽保守点検業務を委託、移管するため、協定を提携しました。協定内容はご覧のとおりです。上下水道課。主要工事の進捗状況、公共下水道事業関係、①高尾田区70の2工区、進捗率70%。②高尾田区72工区、進捗率90%。③八倉区74の1工区、進捗率30%。④八倉区74の2工区、進捗率10%。⑤高尾田区マンホールポンプ設置工事、10月29日完成。⑥八倉区マンホールポンプ設置工事、進捗率10%。水道事業関係、令和2年度からの繰越分、①第6配水池築造造成工事、進捗率90%。②第6配水池場内配管工事、進捗率80%。令和3年度現年分、①公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事その35、②その36、いずれも進捗率95%。③第6配水池築造工事、進捗率10%。4ページをお願いします。④第6配水池電気計装工事、進捗率10%。⑤第6配水池送配水管布設替工事、進捗率40%。⑥公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事その38、進捗率20%。⑦大南地区天神配水管布設替工事4の1工区及び⑧4の4工区、いずれも進捗率5%。社会教育課。(1)11月20日、21日の2日間、中央公民館及び町文化会館において、作品展示、吟詠大会、芸能発表会など芸術文化フェスタを開催しました。詳細は以下のとおりです。(2)11月21日、町文化会館において、町功労賞表彰式を行い、本町における文化の振興発展に尽力し、その功績が顕著な個人3人を表彰しました。受賞者及び功績はこちらのとおりでございます。以上で行政報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 以上で行政報告を終わります。



## 日程第5 一般質問

○議長（西岡利昌） 日程第5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等が

ございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは質問を許します。4番原田公夫議員。

○4番（原田公夫） 4番原田でございます。今回も2点質問させていただきます。まず、1点目は、林業振興策についてでございます。県では、えひめ農林水産振興プラン2021を策定しており、その中の林業において、担い手の育成や小型無人機ドローン、情報通信技術などの先端技術を活用した林業イノベーションの推進、収益性の向上や県産ブランド材の利用促進を謳っています。林業は、植林から伐採まで長期間が必要で、通常50年ぐらいであったものが、最近では、エリートツリーといって、通常の1.5倍の成長が早い苗木が開発され、30年で伐採できるように進歩しています。今までであれば、植林したものを、子や孫の代で伐採というのが通常であったのが、自分の代で伐採できるようになります。また、他方で林業の振興は温室効果ガスの排出抑制に繋がる事から、環境問題の一翼も担っています。本町では、森林の果たす役割と経営基盤の安定についてどのように対応していくのか、町長のご所見をお伺いします。2点目、中学校の部活動の方向性はでございます。2017年にスポーツ庁が集計した、運動部活動等に関する実態調査では、全国の公立中の32.5%が文化部も含め全員加入制をとっています。国が定める学習指導要領では、部活動は、生徒の自主的・自発的な参加によると位置付けられており、最近の傾向として、五輪のスケートボードやサーフィンにも代表されるように、個人や少人数のマイペースでできる競技が増えてきています。また、現在、少子化の影響で増えているのが、人数不足による複数校による合同チームの結成です。日本中学校体育連盟の調べによると、2019年度には、全47都道府県で19競技、1,674の合同チームがあり、形式も、合併型、合流型、補充型などがあります。指導者については、教員の忙しさ解消などを目的に制度化された部活動指導員が、任用開始から5年目を迎えますが、人材集めの難しい理由として、放課後や土日に時間がある人が少ない。報酬が安く、時間に上限がある。学校教育に理解のある人が少ない。競技団体とのパイプがない。責任が重く、任せにくい。体罰など行き過ぎた指導への懸念。顧問を務める教員の抵抗感などが挙げられています。社会の変化とともに、学校の部活動にも柔軟性が求められていますが、本町における中学校の部活動について、どのような方向性が考えられるのか、教育長のご所見をお伺いします。よろしく願いいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 原田議員のご質問にお答えします。はじめに、林業振興策についてのご質問ですが、本町の森林整備計画では、森林の果たす役割を、木材生産、水源涵養、山地災害防止、土壌保全と共に、二酸化炭素の吸収等に着眼した地球環境保全機能を発揮するものと位置付けております。これらの機能を十分発揮するためには、安定した経営基盤の下、適切な間伐などの森林整備を維持する必要がありますが、本町の林業における喫緊の課題は担い手の高齢化であると考えております。町内の自伐林家の平均年齢は74.7歳であり、町が出資している株式会社グリーンキーパーの従業員も高齢化が進んでおります。後継者の確保のためには、原田議員ご指摘の先端技術や成長の早い苗木の活用も必要であると考えております。本町では現在、市町村森林地理情報システムを導入し、パソコン上での森林の所有者

や伐採状況等の管理を行っており、今後は、山林調査において、可能な場所で無人ヘリコプターによる計測を行う予定でございます。また、エリートツリーにつきましては、流通から日が浅く、苗木の本数に限りがあることから、今後動向を見据えながら導入を推進したいと考えており、これらを含め、引き続き、担い手確保のための課題を整理し、経営基盤の安定に必要な施策を推進してまいります。次に、中学校の部活動の方向性についてのご質問は、教育長が答弁をいたします。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員のご質問にお答えをいたします。中学校の部活動の方向性についてのご質問でございますが、部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会として位置付けられております。また、多様な生徒が活躍できる場でもあり、豊かな学校生活を実現する役割を担っております。昨今の部活動改革につきましては、学校における働き方改革の視点も踏まえ、教師の負担軽減を実現できる内容とすることが求められており、教育委員会では、中学校における部活動の方針を策定し、部活動指導員の活用や活動時間や休養日等の基準の設定、短時間で効果的な指導の推進など、持続可能な部活動の在り方を示してきたところでございます。しかしながら、部活動指導員の導入につきましては、人材不足により実現していないのが現状でございます。部活動の基本的な考え方は、持続可能な体制を整え、学校教育の一環として教育課程との関連を図ることだと思っておりますので、まずは体制整備として地域人材の確保に向けて、県スポーツ指導者協議会、町スポーツ協会やスポーツ少年団指導者等とタイアップして、民間人材活用の仕組みを構築するなどの取り組みが必要だと思っております。また、小規模自治体などでは、人材確保が難しい場合には、広域での取組みも必要かと思っております。国は、令和5年度以降、段階的な地域移行を指すとしておりますが、体制整備と併せて教育課程との関連性の整理、また、調整が必要となりますので、先進自治体の例を参考として、可能な部分から取り組んでまいりたいと考えております。以上で、原田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 原田議員。

○4番（原田公夫） 林業振興策については、本町の森林計画に基づいて運用しているというようなことですが、課題としては、やはり担い手の高齢化という事のように受け取れました。また、いろいろな先端技術を使って、パソコンとかいろいろなものを使い、林業の振興に役立てていくというようなご返答であったかと思っております。また、エリートツリーについては、検討していくと。経営基盤の安定を目指して、いろいろ策をやっていくというようなご返答だったとは思いますが。そういった中で、林業の振興策という事で、森林認証制度というようなことがございます。これは、間伐や下草刈りや間伐の職員などの管理の在り方に加え、生態系や働き方、住民の暮らしが持続可能な形で保たれているかななどを第三者機関がチェックして、森林や木材製品、紙を認証する制度、世界共通の規格に基づくFSCと、国独自の認証基準を国同士が相互に認めあうPEFCなどがあります。各制度とも、森林そのものへの認証と、流通や加工過程の事業者に対する認証があるようでございます。こういった認証制度に基づいて、世界的には、国内では森林面積の1割程度という事ではございますが、20

年の時点では外国でございますが、フィンランドは83%、ドイツは73%、カナダは47%で、日本に比べるとだいぶ先をいっておるというような事でございます。認証林を増やして、自然環境と林業を両立させるというようなしくみを整える必要があるのではないかというような事が現在言われております。そういった中で、国が新たな森林・林業基本計画というものを6月閣議決定しております。内容としましては、計画では林業、木材産業の成長と持続性向上の両立を目指して、2030年の国産木材の供給量を19年実績比でその1.4倍の4,200万㎡に増やすという目標でございます。そういった事で、今後、自然環境と林業を両立させる仕組みが段々出てくるのではないかというふうには思っております。そういった中で、林野庁によりますと、国内の森林は、戦後に植栽されたスギやヒノキなどの人工林が約4割を占めると。本格的な利用期を迎えて伐採が進んでおりますが、伐採した面積に対する再造林面積は3割にとどまるという事で、木材価格の低迷や造林費用の負担が大きいという事を背景に、伐採収入だけで経費を捻出できず、再造林されていないというのが実情だというような事も言われております。そういった事で、本町の状況として、伐採された面積とそれによって再植林されたというような事の実績等がわかればお教えいただきたいと思っております。

○議長（西岡利昌） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 原田議員のご質問にお答えいたします。まず、再造林というのは、全伐が前提となりますので、まず本町がどれぐらい全伐しているかというのがポイントとなるかと思っております。令和2年度は、本町の伐採届のデータ上では、全伐は0件です。本年度、現在までに届け出が出ているのは、約14ヘクタール。当然全伐した後は、植林をしていたたく予定なんですけど、このうち7ヘクタールについては、広葉樹ですから、天然更新をする予定です。残り7ヘクタールがヒノキやスギなどを植栽する予定です。以上です。

○議長（西岡利昌） 原田議員。

○4番（原田公夫） ありがとうございます。本年度については、14ヘクタールで7ヘクタールごとに内容が違いますが、14ヘクタール全部が再び活用されるという事で安心しております。本町でも、森林の所有者が高齢化しておるというようなことで、森林経営管理制度というようなものを、多分、活用して林業経営で経営者の集約を推進するというような事でやっておるとは思います。この制度も19年4月に導入されておりますが、管理が行き届かない森林で、市町村が仲介役となって、森林所有者と林業経営者を繋ぐ事をやっておると。所有者から森林の経営管理を委託された市町村が、採算が見込める森林を林業経営者に再委託して、不採算林は自らが管理するというような事でございますが、本町の場合、こういった森林経営管理制度を使っておるような例というのは、先ほどの感じではちょっとわからなかったんですが、あるんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 原田議員のご質問にお答えします。本町における森林経営管理制度に基づいた取り組みというのは、本格的には今年度からスタートしております。今年度の内容では、まず林家さんの意向調査を行って、更に現在、現地調査というのを行っています。現地調査対象面積が約70ヘクタールで、そのうち町に任せていただけるのが何ヘクター

ルか把握しようとしている所です。ですので、実質、本格的に取り組んでいくのは、来年度以降のスタートになるかと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（西岡利昌） 原田議員。

○4番（原田公夫） 現在、調査中で来年度から実施というような事でございますので、森林の機能を維持するためにも、ぜひ良い調査結果になるよう期待しております。林野庁の19年度に390市町村が契約した15万ヘクタールの意向調査をしたわけでございますが、実際には、55ヘクタールが民間事業者に委託されたというようなことが新聞に載っておりましたが、ただ、放置された可能性がある私有人工林は、全国で440万ヘクタールに上ると。面積にして、四国の2.3倍あるという事で、管理委託を広げる予兆が大きいというような事が言われております。先ほどのように、調査をするという事ですので、今後また行政としても森林の機能を維持できるよう対応をお願いしたいと思ひます。森林でも、前回あった東京オリンピック等でも木材、いっぱい使っておりましたが、終わった後はその県へ返したというような事がございますが、日本の木材がかなり質が良いという事でも、最近外国へも輸出ができておるようでございます。そういったことで、20年の木材輸出額が、過去20年間で最高の357億円もあったという事でございます。今年6月頃でしたか。ウッドショックという事で、木材が極端に値上がりして、その頃は、林家にとってはちょっといい時期あったという事で、先日の新聞でボーナスもだいぶ出るんじゃないかというような事も記事に載っておりましたが、やはり安定的にできるという事が大事だということと、林業の従事者が、先ほども町長の方から高齢化しておるとというような事と徐々に減少しておると。その一方で35歳未満の若者の割合が増加しておると。15年は、1990年の3倍に当たる17%を記録したと。こういった内容があるわけでございますが、こういったことには、新規就農者の研修を支援する緑の雇用事業や林業大学校の開校が若者や転職者の参入を後押ししていると思われるというような事を林野庁、報告しております。本町の林業、先ほども高齢化と言ひましたが、若者、後で残ってやっておるグリーンキーパーの方の年齢層、あまりはつきりわかりませんが、それ以外の所で、後残ってやっておる若者というのは把握されてますでしょうか。

○議長（西岡利昌） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 本町の林家の、まず現時点で把握している人数が65人です。そのうち、自伐の林家が10人、その平均年齢が先ほど町長の答弁で申し上げたとおり約74歳というところで、高齢化が進む一方であります。それで、新たに林家で若い人が新たな山主になるケースは見受けられません。しかし一方で、自伐林家以外は、林業会社などの林業事業体に施業を委託することになりますから、林業事業体の方は、自伐林家よりは比較的若い方がいらっしゃるケースがあります。グリーンキーパーの場合は、答弁で申し上げたとおり、平均年齢が現在52歳で高齢化が進んでおるんですが、個人の林業会社で代表者が31歳である所や28歳という会社はございます。今後、それらキーパーも含めて若い担い手確保のために必要な施策を検討してまいりたいと思ひます。以上です。

○議長（西岡利昌） 原田議員。

○4番（原田公夫） 個人の林業者で31、28と若い人もいるというようなことで、ずっと

継続してやっていただければいいと思います。そのためには、やはり安定した経営基盤というのが必要になってくるんだと思います。林業という仕事に対する概念というのがあるかと思うんですが、都会的な感覚で言うとやはりカッコいい林業というような風に見えるように、例えば作業服言うんですか。作業服などが結構カラフルな外国から入ってきたようなそういった作業服を着ておると。まず、見た目から興味を持ってもらうというような事も重要ではないかというような事も言われておりますので、今後とも、少ない林家ではございますが、砥部町でも広田地区にはかなりのまだ面積の山林がございますので、それが維持できるよう要請として支援を引き続きお願いしたいと思います。続きまして、中学校の部活動についてでございますが、先ほど教育長の方から部活動指導員の活用については、なかなか人材不足でできていない部分もあるとかいうような部分で、スポーツ少年団とか、そういったところの協力などもいただきながら進めるというような事でもございました。県の中学校体育連盟加盟の生徒数でございますが、2016年には、2万5,780人であったのが、2020年には2万2,642人と、4年間で3,138人加盟の生徒数が減っておると。少子高齢化という事で生徒が減っておるというのもあるかと思いますが、体育やっておる生徒が年々減っておると。そんな中で、教員の働き方改革の中に、地域部活動と呼ばれる動きがあつて、先ほど教育長もそのお話し出ておったとは思いますが、地域の人材に部活の指導を任せることで、教員の負担を減らそうと国が現在推進しておるところで、2023年度から休日の部活動を段階的に地域に委ねる方針を明らかにしておるといふような事でもございます。そういった中で、他県ではございますが、岐阜県の羽島市いうんですかね。竹鼻中の例では、指導するのは地域で様々なスポーツ教室やイベントを催すスポーツクラブの理事長がやっておると。今年度から陸上のほか、サッカーなど12の運動部で休日の活動を当クラブに委ねたと。そういった内容でしっかり競技に取り組みたい子は、専門性の高い人に教えてもらえると部活動を外部に委ねた事のメリットが出ておると。ただ、問題としては、生徒一人当たりの年間負担額が、昨年まで学校に諸費用として払っていた5,800円から6,900円に値上がりしたと。これはクラブ指導者への謝金が発生したというのが原因だということに書かれておりました。そこの教育委員会としても、スポーツクラブと共催でクラブコーチたちの研修会を開催して、運動部活動は人間教育のあるスポーツ、勝利至上主義に陥らないようにしてほしいと伝えたという事でもございます。また、別の例で神奈川県秦野市ですか。これは学校外人材の活用を積極的に進めておるといふような事で、市立東中サッカー部では、休日になると秦野東フットボールクラブのコーチ2人が学校に出向き、練習の指導に当たっていると。以前は詳しい教員が顧問を務めていたが、教員の異動により、同FCに相談して指導を任せるようになったという事で、やはり先生の異動によっても部活動はだいぶ影響を受ける部分も出てくるというふうな事です。その東中では、顧問とFCのコーチが練習日誌を公開して、考え方を共有するように努めておるといふような事で、そういった先進事例の所がございますので、今後そういった方向に多分動いていくのではないかというふうに思います。ただ、休日だけでございますので、休日の部活動の指導を地域に委ねますと、平日は顧問、休日は外部コーチと、指導者の入れ替わりが避けられないと。生徒の目が専門性の高い外部コーチばかりに向いてしまっ

て顧問の影響力が低下する。顧問の指示を生徒が聞かなくなるなど、部の運営に支障をきたす可能性がある。こうした事態を避けるために、指導者間のコミュニケーションは必須になるというような事を書かれておりました。別の例として、山梨県南アルプス市立八田中言うんですか。これは地域部活動の拠点校の一つでございますが、女子ソフトテニス部と陸上部では、休日になると学校外のコーチが指導するが、顧問が希望すれば休日にも部活動を見ることができると。軟式野球部の教諭が、休日になると身分を変えると。指導者として県から任用され、教員とは別の報酬を受け取って教えているというような事例が出ておりました。という事は、熱心なそういった関心のある人によれば、県から報酬いただきながら指導もできるというような事で、本町の場合、先ほどそういった人材があまりないとかいうような事でございますので、難しい部分もあるのではないかとはい思います。先日、砥部中学校の方で、部活動を実際、文化部も含めてどのぐらいの人が参加しているかというのを聞いてみました。現在、砥部中学校、生徒数 597 人です。令和 3 年 4 月当初で若干異動はあるようですが、文化部の方で吹奏楽部が 44 人、美術部が 41 人、邦楽部が 19 人で、合計 104 人が文化部で、全体の大体部活をしておるのが 510 人という事なんで、その 20% が文化部。体育部としては、野球部が 33 人、柔道部が 10 人、剣道部が 17 人、バレーボール部が男子が 25、女子が 37、バスケットボール部が男子 21、女子が 13、卓球部が男子 38、女子 28、バドミントン部が 32 人、陸上部が 57 人、ソフトボール部女子で 13 人、ソフトテニス部男子 34 人、女子 48 人と。これで体育部が 406 人と。全体の 80% ですか。そういった割り振りになっておるようでございます。現在、この中でも大人数でやりよるサッカー部は、別のスポーツクラブがあるようですので、部活としてはないようでございますが、そういった事を考えると、人数の多いのは、やはり先ほど言いましたように、個人とか、自由にできる部活の参加者が増えておると。やはり学校外部に時間を束縛されずに自由にできる部分が、やはり短縮できるというような感じなのかもしれません。やはりそういった中で競技間格差がかなり出ておると。柔道とか剣道とかラグビー、体操、空手など、痛い系競技というらしいんですが、そういったものは半減してしまつたと。そういった種目については、東京オリンピックでも金メダルが出ておると。国際競技力はかなり高いんですが、なかなか広がらないというような事が言われております。普段より、普及よりは強化を優先的に考えておるスポーツだという認識があるのかもしれない。伸びている競技というのが、監督主導の指導より、個人・少人数でマイペースでできる競技という事で、先ほど言いましたように、陸上とか、水泳、卓球、バドミントンなどが伸びておるといふようなことで、なかなか少子化の中であるので、いろんな部活が全部できるかという、人数必要なところが難しくなるという事で、例えばですが、1 人が複数の競技団体に登録できるシステムというのは、今の中学校ではなかなか難しい状況でしょうか。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 原田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。現在、砥部中学校の部活への加入状況でございますが、先ほど教育長の答弁にもございましたが、自主的、自発的な参加という事でございまして、全員参加性は取っておりません。あくまで

自主的、自発的な参加でございます。全校生徒の約85%が加入をしておる状況でございます。同校部活の活動の原則としましては、運動部では全国の中学校総合体育大会で正式種目になっておる事、文化部につきましては、協会や連盟等の土台がしっかりしておりまして、地区大会から全国大会まで実施をできるものを基準としております。また、学校教育の一環で指導しやすいもの、例えば美術部とか、地域に根付いた伝統的なもの、邦楽部、琴部とかがございます。原田議員さんのご質問の1人が掛け持ちの所属という事でございますが、今現在、外部クラブへの参加生徒数でございますが、約30名おります。外部のみに入っておるお子様が15名程度、学校の方の部活と兼ねておる方が15名程度。種目でございますが、その種目ごとの人数は掴んでないんですが、サッカー、バスケットボール、硬式野球、水泳、空手等がございます。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 原田議員。要領よく質問をお願いします。

○4番（原田公夫） 全員参加ではないという事でございますが、時代に合った柔軟性が確保できるように、引き続き、文化部、運動部とも中学校の部活の中で残っていけるよう良い方向性を見出させていただきますようお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は午前10時40分からの予定です。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。9番佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 9番佐々木隆雄でございます。今回は3点質問をいたします。まず1点目は、今日の冒頭の町長の挨拶にもありましたが、また新しい変異のオミクロン株というのが発見され、日本でもこれからその対応に追われるんでなかろうかと思っておりますが、この一般質問の提出期限との関係で、そのことについては今回特に触れてはおりません。政府が11月12日、新型コロナウイルス感染症対策本部、岸田文雄首相を本部長として、官邸で開き、第6波に向けた対策の全体像というのを決定いたしました。それを受けて、それらの対策を踏まえて、本町における今後のコロナ対応について、3点についてお尋ねしたいと思います。まず1点目は、ワクチン接種証明書、この発行の手続き方法については、どのようにお考えなのか。2つ目は、3回目のワクチン接種、それから12歳未満ワクチン接種の進め方や考え方について。3点目、PCRあるいは抗原検査の実施についての考え方。この3点について、町長のご所見をお伺いいたします。2点目です。やや耳慣れない言葉かもしれませんが、電話リレーサービス制度というのがございます。聴覚や発話に困難がある、聞こえない人、括弧として、聴覚障がい者等というふうにはここでは呼ばさせていただきます。それと聞こえる人、聴覚障がい者等以外の方というふうには便宜的に言わせていただきます。そういつ

た方たちとの会話を、通訳オペレーターが手話や文字を音声で通訳することにより、電話で双方向に繋ぐ電話リレーサービスが令和3年7月1日から開始されました。公共インフラとして緊急通報の利用をはじめ、聞こえない人の命を守り、社会生活、日常生活を支える基盤ができた意義は大変大きいと思われまます。また、これまで聞こえる人に頼んでいた電話を自ら使えるようになり、家族や友人との連絡に限らず、仕事などでも活用することで、積極的な社会との関わりが広がるものと思われまます。この制度の概要や利用案内など広く町民に告知していった方がいいでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。3点目は、コロナ禍における図書館の活用方法についてでございます。これは、9月議会でコロナ禍でも利用できる図書館をというふうな質問をした時に、新しい貸出方法として、電子図書館を検討しているといった答弁がありました。その後の状況について、教育長にお伺いしたいと思います。以上3点です。よろしくお願ひします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えします。はじめに、今後の新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問ですが、まず、ワクチン接種証明書の発行手続きにつきましては、12月中旬から、デジタル化された接種証明書がスマートフォン上で取得できるようになるほか、役場の窓口においても、紙による交付が可能となる予定でございます。なお、現行の接種済証や接種記録書につきましても、引き続き、公的な証明として利活用することができます。次に、3回目のワクチン接種につきましては、当面の間、ファイザー社製ワクチンを使用することとし、2回目接種から8か月以上が経過した18歳以上の方を対象に、まず、医療従事者を12月から、高齢者施設入所者やその従事者を1月上旬から、施設入所者以外の高齢者を2月上旬から、最後に64歳以下の方を3月下旬以降に実施をする予定でございます。また、12歳未満への接種につきましては、現在、小児用ワクチンが薬事申請中であり、早ければ来年2月頃から使用可能となるため、医療機関との協議を進めております。対象者への周知につきましては、関係法令等の改正後、接種券の発送により実施を予定でございます。私、先日東京へ33号の陳情に行ったんですけれども、その折に公明党、山本博司先生にお会いをして、ちょっと別の件ですがという事でお願ひをして、ファイザー製とモデルナのワクチンを交互相種の関係で、砥部町よりも全てファイザーだけというふうにないので、できればやはり3回目はファイザーならファイザーを打ちたい、モデルナならモデルナを打ちたい人が多いという事で、そのあたりしっかり国の方で対応できるようにという陳情もしてまいりました。次に、PCR・抗原検査の実施についてですが、現在、医師の判断により診療の一環として行われるPCR検査及び抗原検査は保険適用とされ、自己負担分は愛媛県が負担することになっております。また、本町におきましては、重症化リスクの高い高齢者等への感染拡大防止のため、高齢者施設等の利用者や従事者に対し、PCR検査費用等を全額補助しており、来年度につきましても、継続をしてまいりたいというふうを考えております。なお、国においては、第6波に備え、感染が拡大傾向にある場合、都道府県の判断で、無症状でも感染に不安のある方などを対象に無料検査を行うとの方針を示しておりますので、国や県の動向を注視しつつ、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。次に、

電話リレーサービス制度のご質問ですが、同制度の概要につきましては、広報とべ7月号でお知らせするとともに、現在、町ホームページ及びテレビ愛媛のデータ放送に掲載をしております。今後は、障害者手帳の申請等で来庁された方に配布している砥部町障がい者福祉のしおりに所定のページを設け、制度の更なる周知を図ってまいります。なお、聴覚障がい者が出席する各種会議においても、適宜告知をしてまいりたいというふうに考えております。コロナ禍における図書館の活用方法については、教育長が答弁をさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えをさせていただきます。電子図書館の検討状況でございますが、電子図書館は、図書館に出向くことなく、図書館の休館日にも借りることができ、文字を拡大することや音声読み上げ機能なども付加されており、高齢者や障がい者にもやさしい、そういった事が最大のメリットでございます。導入に向けての方向性につきましては、利用頻度の多い図書、入れ替わりの早い図書、電子媒体で閲覧した方が便利な図書を考えております。具体的には、児童書、一般小説、旅行雑誌、又は写真集など、詳しくは児童書は小説、本、学習漫画など、一般小説は名作小説、人気小説など、写真集につきましては、芸術写真などでございます。冊数につきましては、導入当初は400冊程度を考えておりますが、利用状況によって増やしていきたいと考えております。現在、図書館では、2か月に1回、図書館司書が、児童生徒に読んでもらいたい本を学校に貸し出しを行っております。将来的には、学校における電子図書の活用ということも考えております。導入時期は、来年度を予定しており、これから更に詳細に図書の絞り込み等を行ってまいりたいと考えております。以上で、佐々木隆雄議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） ワクチン関係のところではですね、一つお聞きしたいのは、冒頭に言いましたように、岸田首相が対策を打ちますというふうな事で、全体像を出されたんですが、今の町長の答弁の中にも、例えばPCR検査の都道府県での支援をずっと継続しますというふうなことは申されたんですけども、職場や学校で行うというふうな事については、特に盛り込まれていないようなんですが、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 篠原保険健康課長。

○保険健康課長（篠原万喜枝） 佐々木議員の再質問にお答えをさせていただきます。PCR検査、抗原検査の実施につきましては、先ほど町長の方からも答弁されたとおり、本町においては、追加の独自のPCR、抗原検査等の実施については、現在のところは行う予定はございません。以上で質問の回答とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） あと、関連するんですけども、愛媛の場合には、ほとんど問題にはならなかったんですけども、自宅療養をして、それで死に至ったというふうな事例もいくつかありましたが、そのような事については、町独自では難しいかと思いますが、なんかお考えになれるような事はございますでしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先日もちょっと愛媛県の方とお話ししたんですけれども、やはり自宅療養っちゅうのは、本人が希望をして自宅療養をしとる人がほとんどだそうです。というのは、やはり人によったら入院すると制限を緩和されるというふうな事で、本人が自宅療養を希望している人がほとんどで、そのへんの万全は保健所がきちっとしておるといふ事でございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（西岡利昌） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） ちょっと前後しますが、12歳未満の方について、これ特に保護者の方なんかの声とかいうのは、健康課ないしは教育委員会の方で具体的な声というふうな事はお聞きはしてないでしょうか。その接種に関する賛成でも反対でも、いろんな疑問や質問でもいいんですが、具体的な声が出されてればお聞きしたいなと思います。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 佐々木議員さんのご質問にお答えさせていただきます。現在のところ、保護者の方からはそういう声は一切確認できておりません。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） これは9月の時にも少し要望はしておいたんですけども、この特に12歳未満については、いろんな考え方の方がおいでますし、一部の所でいじめの問題とかね、そういうものまで発展しかねないというふうな事もありましたので、引き続き慎重に進めていただきたいなというふうに思います。要望しておきます。2点目の方に移ります。電話リレーサービスについてなんですが、もう少し私も十分に理解していないところがあるんですけども、実際にこれ利用をしようと、利用したい方がですね、どれぐらい費用がかかるのかというふうなことがあるんですが、その辺はどれぐらいの費用が必要なんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） ただいまの佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。この電話リレーサービスを利用するのにどのぐらいの費用が掛かるかという事でございますが、まず、スマートフォンを持っておられれば、アプリをダウンロードをして、そこから申し込んでですね、障害者手帳とかそういうものを写真で撮って添付して送ると。そうすれば10日後ぐらいに向こうから通知がきて使えるようになるという事なんです、そういうスマートフォンであったり、パソコンであったり、タブレットを持ってなければ、それらをまず購入する必要があるかと思えます。それから、それを申し込んで使えるようになってから通話料が発生をします。それが月額料ありのプランと月額料なしのプランというような事で決まっておりますが、そこらの通話料が必要になるかと思えます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 7月に広報とべで一度紹介したというふうな事を答弁がありました、町内の利用について、町で把握するという事はできるんですか。

○議長（西岡利昌） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。この制度の導入後、そこらへんの国とのやり取りというのは一切ありませんので、3年7月1日以降、どれだけ申し込んだ方がおられて利用されよるかというのは、町では把握はできない状況でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） このサービスの関係で少しいろいろ調べてる中で、手話通訳士、それから手話通訳者、さらに要約筆記者というふうな3つの名称が出てきたんですけども、今町内にこういう資格なり持たれた方というのは把握されてますか。

○議長（西岡利昌） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。正確に数は掴んでおきませんが、そういう資格を持った方は居られますが、少し減少傾向にあるというような情報は掴んでおります。以上です。

○議長（西岡利昌） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） もう少し突っ込んで聞かせてください。町内にそういう一つの組織があるのかどうかというふうな事、それから要約筆記という方が、名前言っていいんでしょうかね。ひびき会というようなね、団体がよくいろんな会合された時に、要約筆記の方が実際に筆記されたものが画面で出されてて、すごいものがあるなというふうに関心もしたんですけども、現在、そういう事を町内でやられてるのかどうか、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。今回の電話リレーサービスは、そういう障がいのある方が聞こえる方とコミュニケーションをとるためのツールとして国が作ったわけですが、町の方でもコミュニケーション支援事業として、例えば病院へ行った時にですね、先生や窓口で話すためにそういう手話通訳者の派遣であったり、要約筆記の派遣をしております。そこらの派遣については、愛媛県の聴覚障害者協会へ派遣を依頼しております。県にはそういう協会がありまして、登録されておる方を派遣いただいて町が費用を見るというような取り組みをしております。また、そういう方をですね、要請するために町の方でですね、手話講師の養成講座を開催をしております。令和2年度実績では開催回数が38回で、受講者14名というような事で、町内でもそういう方の育成に取り組んでおります。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 色々と、いろんな形で力を入れていただいているのが分かりました。あと一つだけ、これ総務課長にお聞きしたいんですが、町の職員の中でこういう具体的な対応をできる方とかいうのは、何人か採用されてるんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。町の職員でそういった手話とか、そういうようなことができる職員という事で限定で採用はしていません

が、先ほどの教室等に担当職員が参加して、一緒に勉強したりとかという事で学んでいるケースもございます。また、様々な行事の時には、先ほどの県の方に依頼をして通訳等の派遣をいただくようにしております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 先日まで北海道の方に研修も行かせていただいて、安平町ですかね。あそこで災害があった時にいろんな対応の中で、やはり今回に該当するような方の存在があった場合どうするんだというふうな話なんかも私たちも真剣に考えないといけないなというふうに思いました。これはまた、引き続きですね、いろんな形で研究もしていただいて、とにかく、命を守り、社会生活や日常生活、そういったものを支えるんだという事を町の方でもしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。3点目の電子図書館についてなんですが、400冊程度を検討されてるというふうな事なんですが、実際に費用がどれぐらいかかるのかというふうな見積もりはどうなんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦） ただいまの佐々木隆雄議員さんのご質問にお答えさせていただきます。電子図書の費用のご質問でございますが、電子図書につきましては、平均単価でいくと3,500円ぐらいと聞いております。ただ、著作権が消滅したものとかが単価が0とか、動画の図書など、高いものにつきましては7万円とか、様々な本がございます。現在町の方では、先進で5市町、愛媛県内で導入をしている市町等の状況でいきますと、約200万程度の費用の中で約400冊の導入という事で、現在のところは考えております。以上で佐々木隆雄議員のご質問の回答とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 私もいろいろ調べてみたんですが、期間とか、Aという書籍の購入になるのか、レンタルになるのか、そのへんちょっとわかりませんが、例えば対応できる期間だとか、そういうものはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦） ただいまの佐々木隆雄議員のご質問に対してお答えをさせていただきます。図書によって貸出期間等については違います。利用期間が最大で50日借りれるものとか、もう著作権が切れたものにつきましては、ずっと購入というか、購入ができるものとか、本によって違います。そういったことも考えながら、導入する図書を今後検討をしていかないといけないというところが現在の課題となっております。以上で、佐々木隆雄議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 私はぜひこの制度は導入していただいたらというふうに思ってるんですけども、かなり細かいことにはなりますが、現在です、いわゆる貸出期間が2週間と、それから基本的には借りて窓口に戻しに行くというふうな事になるんですが、この電子図書館の場合には、そういうカウンターに行って貸出しをとかいう手続きは基本的にいらなくなりますよね。ただ2週間で終わらない場合には、どのような事になるんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦） ただいまの佐々木隆雄議員のご質問に対してお答えをさせていただきます。電子図書の期間の問題でございますが、現在、5市町でいくと2週間、24日から14日の貸出期間となっております。電子図書のメリットというのが、図書の延滞ができないという事で、その期間が来ると閲覧ができなくなるっていう制度でございます。その後の引継ぎ等につきましては、今後導入に向かつての検討事項の一つとなっておりますので、先進の市町の状況等も踏まえながら、検討していきたいと考えております。以上で佐々木隆雄議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 今のお話ですと、2週間ですととにかく一旦切れてしまいますというふうな事で、従来の場合でしたら、また手続きをして延長したりだとかいうふうにはできるんですが、そういったことからすると、利用者が返却忘れだとか、場合によっては失くしましただとかいうふうな事がなくなる。そういった意味では、現場の所もですね、そういう意味では作業も軽減されるというふうな意味でも、このメリットは大きいなと思いますので、ぜひ、更に工夫、検討もしていただければと思います。あと、先ほどの中身がですね、小学校の図書館と連携をしたいというふうな答弁もあったかと思うんですが、もう少し具体的なイメージというのを紹介いただけませんか。

○議長（西岡利昌） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えをさせていただきます。ただ今、町立図書館と学校との連携という事で、小学校4校につきましては、広田小学校につきましては、ちょっと冊数は少なくなるんですか、1学年に20冊、小学校で120冊を2か月間学校の方に貸し出しをしまして、その図書につきましては、図書館司書の方が選定をしまして、学校の方に貸し出しをしております。学校の方につきましては、大体2クラスが多いですので、1クラス10冊ずつを1か月ずつ入れ替えたりとかしております。あと、廊下とかにですね、学年ごとの図書を設置をしまして、児童さんにですね、読書活動の推進を図ってもらうために図書を2か月間貸し出しをしております。それとは別に、学校の方から教材として写真とか、雑誌とかの貸し出しなどの要望があった場合は、図書館の方からそういった資料的なものを現在貸し出しもしております。中学校につきましても、年に2回程度、調べ学習の教材として、年に2回ほど、1回50冊程度の貸し出しをしております。電子図書が入った場合に、そういった写真とか雑誌とかの内容のものにつきましては、その電子図書の方で閲覧ができるという事が出てきますので、そういったところを電子図書を有効に活かしていければと考えております。以上で佐々木隆雄議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 非常にいい仕組みだと思います。著作権の関係だとか、肖像権の問題というのがどうしても出てくるかと思いますが、また、このへんについては構成員も含めて、町独自に進めていくのが難しい部分もあろうかと思いますが、極力そういうふうな事も研究もしながら、いろんな方が利用できる、より利用しやすい図書館にしていだけるよう

に要望して、質問を終わります。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員の質問を終わります。2番日野恵司議員。

○2番（日野恵司） 2番、日野恵司でございます。まず最初に、広報とべの12月号の表紙にeスポーツをされてる住民の方がですね、いらっしやる写真が写っております。6月の定例会の中でeスポーツの普及促進という事をご質問させていただきました。早速実施されてるんだなという事で、深く感謝を申し上げたいという事をお伝えして、これより私の2問の質問に入らせていただけたらと思います。1番目として、難聴者にやさしい窓口を目指してという事でございます。国立長寿医療研究センターの調査では、我が国の65歳以上の高齢者の半数にあたる1,500万人が難聴があるとの推計値が出されております。また、日本補聴器工業会がちょっと古いんですが、平成24年に調査したところでは、補聴器の装用率は約14%であり、諸外国に比べると非常に低いという現状が示されております。このような内容からしますと、本町にも多くの難聴の方がいるものと推測されます。私もそのうちの1人ですが、そのような方が用事があって役場に来られ相談をする際に、担当者とのコミュニケーションが取りにくいのは、相談者にとって非常にストレスになってまいります。昨今のコロナ禍においては、今もそうですが、マスク着用、あるいは透明カーテン、あるいはアクリル板の設置等、難聴者にとっては、意思疎通がより困難な状況下にあります。このような悪条件下における改善策の一つとして、音声文字変換アプリを搭載したタブレットを利用することで、大きな声やあるいは身振り・手振りで対応しなくても、スムーズに意思疎通を図ることができます。住民サービス向上の一環として、高齢者が多く来られる窓口にも、音声文字変換アプリを搭載したタブレットを設置されてはどうか、町長のご所見をお伺いしたいと思います。2問目でございます。麻生校区に防災公園の設置をという事で、この災害の話をするときに必ず出てくる言葉と言いますのが、毎年、日本全国各地で多くの災害が発生しているという言葉でございます。今や災害が起こるのは、毎年当たり前ようになってきております。今年に入っても、震度5以上の地震が6件、集中豪雨が2件あり、そのうち1件が、7月に起きた豪雨により、静岡県熱海市での土石流でございます。平成25年12月に公表された南海トラフ巨大地震による被害想定では、県内では最大マグニチュード9クラスの巨大地震になるといわれております。本町でも、震度6強以上が予想されております。そのような中で、本町の人口約2万人のうち、約8,500人が集中する麻生地区では、地震災害が発生した場合の避難所として、麻生小学校と医療技術大学が比較的規模の大きな避難所で、あとは地域の集会所になっております。砥部・宮内に比べると、あまりにも少ないように思われます。これらの状況を踏まえ、一時避難所や活動の拠点となる防災公園を麻生校区に設置されてはどうか、町長のご所見をお伺いしたいと思います。以上2点、よろしく願いをいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 日野議員のご質問にお答えします。はじめに、難聴者にやさしい窓口を目指してはとのご質問ですが、日野議員ご提案の音声文字変換アプリをいくつか試してみたところ、変換速度が速く誤字も少ない、精度の高いものであると確認ができました。現在、

難聴者がお一人で窓口に来られることはほとんどなく、来られた際も、筆談により十分対応できていることから、今すぐタブレットを導入する考えはございませんが、利用ニーズの高まりに応じて検討をしてみたいというふうに考えております。次に、麻生校区に防災公園を設置してはとのご提案ですが、日野議員ご指摘のとおり、麻生小学校区は、町内の約41%の住民が生活している地域ですが、校区内の避難施設として、お示しいただいた施設以外では、総合福祉センターはらまちや麻生保育所など全部で8カ所ございます。これらの施設へ一度に避難者が集中すると新型コロナなどの感染リスクが高まることから、昨年の9月議会でもご説明したとおり、感染拡大を抑えるため、平時からあらゆる避難先の検討を行うよう、町民の皆さまには分散避難の協力を呼びかけるとともに、早めの避難行動を促しているところでございます。本町といたしましては、防災公園などの新たな施設を整備するのではなく、民間や他の公共施設の利用と連携、また、校区内外にとらわれることなく町全体の施設を有効に活用し、さらに、地域の自主防災組織と連携しながら、避難体制に万全を期したいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。以上で、日野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 日野議員。

○2番（日野恵司） 難聴の問題についてはですね、今すぐにはできないという事で、以降検討してみると。今の町長の答弁にもございましたように、非常にわかりやすく、すぐですね、8割以上の確率で言った言葉が文字となって表れてくるようなものでございますので、いろんな所で使えるだろうと思います。例えば、介護保険の方であればですね、訪問調査した時に、お宅にお邪魔して、その高齢者の方と話すると。確かに、担当のケアマネジャーの方とかですね、あるいはその家族の方がおられて、私も経験ありますけれども、大きな声で言って、家族がまた逆に通訳するというふうな形のそういうシステムというのがあるように思います。そういうタブレットがあればですね、直に見ていただいて、話ができるという、ストレスにも感じにくいのではなかろうかと。あるいは、保険健康課であれば、健康診断なんかの問診の時なんかですね、結構高齢者の方が当然集まりますので、そういう時にちょっと横に置いておけばですね、そういう方が現れても対応できるのではないかとというふうに思いますので、いろんな方面で使える可能性がありますので、ぜひ、早急にしていただいたらというふうに思っております。以上で1問目の質問は終わります。2問目の防災公園の問題でございますが、分散指導ということで、いろいろ考えられてるんだと思いますが、例えば、麻生校区にはですね、愛媛県の総合運動公園がございます。ここはものすごい大きな敷地としてですね、ありますので、こういう所を例えば、仮に地震が起きた場合にですね、南ヶ丘とか、上野団地とかですね、こういう所がずっと上に上がって利用できるものかどうかですね。その点ちょっとお伺いしたいというふうに思っております。

○議長（西岡利昌） 門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 日野議員さんのご質問にお答えをいたします。愛媛県の運動公園は、現在は県の物資を集めるエリアとしてなっておりますので、町の方で避難場所として使うという事はできないということになっております。以上で回答とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 日野議員。

○2番（日野恵司） 県の総合運動公園については、県の施設なのでちょっと町が使うのは難しいという事でございますが、ちょっといろんな市の住民避難計画とございますか。そういうものを調べてみますと、八幡浜、大洲、例えば伊方原発に万が一のいろんな放射能が漏れるような事故が例えばあったとする。地震によってですね。そういった場合に、半径30キロ以内についての住民は早急に避難すると。こういうことが避難計画の中でも書かれております。その1番手に上がっておるのが、県の運動公園です。ここに避難すると。八幡浜の住民計画、あるいは大洲の住民避難計画の中でもそれが上がっているようでございます。したがって、あえてそういう事があるのに、砥部町は使えるのかという事で、まだ併用してできるのかという事をお聞きしたわけでございますが、非常にやっぱりあんだけ大きな施設でもですね、なかなか町の方が使うわけにはいかないという事情があると。今言ったみたいに、そういう事情がありますので、なおの事難しいという事があるだろうと思います。したがって、防災公園の設置というのをお願いしたわけでございますが、いろいろ中でですね、いろんな計画案が出てくると思いますので、その中で一つ頭に入れてみておいていただいでですね、ぜひ、防災公園についても検討していただけるようお願いを申し上げまして、2問の質問を終わりたいと思います。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 日野恵司議員の質問を終わります。1番高橋久美議員。

○1番（高橋久美） 1番高橋久美でございます。議長の許可をいただきましたので、2点質問いたします。1点目は、役場入口に総合案内の設置とロビーの活用について。役場に入ると、ロビー左手の大きな柱に各課の案内表示がありますが、字が小さいので非常に読みづらく、左手奥の執務室を覗き込むような格好になるため、利用者の方からは目的の場所が分かりにくいというご指摘がありました。各課の担当業務を大きく分かりやすく表示するとともに、サービスの一環として総合案内を設置してはどうでしょうか。例えば、銀行などのコンシェルジュサービスのイメージですが、本町の施設は、役場・公民館・保健センター・文化会館と隣接しているものの、バラバラで分かりにくいと私も感じておりました。住民の方のもとより、町外から仕事で来られる方や、移住を考えておられる方に配慮して、お困りの方にも声をかけやすくなると思います。入口で最初に明るいご挨拶でお迎えするのは、感じが良く、役場を身近に感じていただけるのではないのでしょうか。また、砥部町ならではのオリジナルグッズである、砥部焼のピンバッジや木製の腕時計、ブランドマークのポロシャツなど、担当課に置いておくのではなく、ロビーを活用して展示・販売をしてはどうでしょうか。また、ナッジ理論を活用して、本町の未来を担う若い職員の感性も取り入れた、明るく・親しみの持てる庁舎にしてはどうでしょうか。以上、町長のご所見をお伺いいたします。2点目です。空き家バンク制度における協力不動産業者の導入について。本町にも多数ある空き家は、防災・防犯の面などで深刻な問題です。空き家の情報を発信し、有効活用するために、空き家バンク制度がありますが、砥部町のホームページを見たところ、現在の登録数はわずか4件でした。売買が成立した物件もありますが、登録数を増やすのは喫緊の課題です。以前、移住された方の売買に立ち会いましたが、町指定の不動産業者が居らず、売買業務を

委託する不動産業者を探すよう言われ、契約に関する問い合わせや売買後のトラブルなど、何かある度に売主と買主が直接交渉する場面が多く、大変お困りでした。他市町では、協力不動産業者を募って登録、所有者が第3希望まで選択できるようになっており、指定がない場合は、市町で調整して、所有者、不動産業者、担当職員の三者で現状確認と査定を行います。情報公開できる状態かどうかの判断も行い、市町と不動産業者双方のホームページに掲載し、情報発信します。閲覧の機会も多く、不動産業者からの物件情報もあるそうです。登録時から詳細な空き家の状態を記録するので、問い合わせや内見、契約、アフターフォローまで安心して任せることができるのは、専門家ならではと思います。空き家の所有者へのアプローチも、呼びかけだけではなく、メリット・デメリットや成功例を紹介するなど、気を引く工夫が必要と考えております。コロナが落ち着けば、インターネット環境が整い、松山市に近い本町への移住の関心も高まると思われませんが、協力不動産業者の導入について、町長のご所見をお伺いいたします。以上2点です。よろしくお願ひいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 高橋議員のご質問にお答えします。はじめに、役場入口の総合案内の設置とロビーの活用についてのご質問ですが、本庁舎は以前、ロビーにカウンターを設置し、総合案内係としての職員を配置していた時期がありましたが、利用が少なく、定員管理による職員削減も背景に廃止した経緯があります。現在は、戸籍税務課住民係が総合案内業務を所管しており、同様の理由からロビーへの総合案内の再設置は困難と考えておりますが、来庁者に配慮した表示を工夫するなど、改善に努めてまいりたいと考えております。また、オリジナルグッズの販売はできないものの、展示を含むロビーの活用については、コロナ収束後を目途に、待合スペースや記者会見での利用など、現在の使用用途に支障のない範囲で、若手職員の意見を反映しながら検討をしております。なお、町職員につきましては、接遇研修の実施等により、所属に関わらず、来庁者への挨拶と、案内に係る積極的な声掛けを徹底しているところであり、お気づきの点がありましたら、ご意見をいただきたいというふうに思います。次に、空き家バンク制度における協力不動産業者の導入についてのご質問ですが、ご承知のとおり、現在、本町の空き家バンクに登録されている物件は4件でございます。これまで延べ28件の登録があり、そのうち、町が所有者と利用者をマッチングして成約した物件が12件、町を通さず、直接、不動産業者等に仲介してもらった成約等がなされた物件が12件ございました。町のスタンスといたしましては、不動産業者が仲介することでスムーズに交渉が進み、契約後のトラブル回避をすることに繋がる事から、不動産業者に仲介してもらうことを推奨しておりますけれども、不動産業者の仲介は手数料が発生することから、依頼するかどうかは当事者で話し合っているのが現状でございます。なお、アフターコロナを見据え、移住施策におきましても、空き家バンクの登録物件数を増やすことは、喫緊の課題であると十分に認識をしており、今年度中には、町内の不動産業者と協議し、相互の協力を得られるような体制を築いてまいりたいというふうに考えております。以上で、高橋議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 高橋議員。

○1番(高橋久美) 利用者が少なかったのは残念ですが、以前の廃止した経緯と現状は承知いたしました。現行で考えられるのは、今の配置で来庁された方への配慮した表示と言えますと、どのような工夫を考えておられますでしょうか。

○議長(西岡利昌) 佐川町長。

○町長(佐川秀紀) 先ほどもご答弁させていただきましたように、若手職員に十分意見を聞いて検討したいというふうに思っておりますので、今具体的にこうだという事はまだ決まっておりますので、十分検討させます。

○議長(西岡利昌) 高橋議員。

○1番(高橋久美) 町長の熱意を感じましたので期待しております。取扱業務をわかりやすく加えまして、来庁された方が困らないよう、素早い取り組みをお願いしたいところです。また、オリジナルグッズの展示と、ロビーの活用ですが、先日の新聞にも載っていましたが、東温市とのコラボ商品や、ようやく本格的な上映になりそうな未来へのかたちの関係などもよいのではないのでしょうか。フレッシュな意見を取り入れてのアピールを期待しております。それとお気づきの点があったらという事でしたので、私が日頃心がけておりますのが、ようこそ我が砥部町へというウェルカムな気持ちを込めて、普段の声のトーンをより上げて、笑顔で先に挨拶をするという事を日頃から考えております。大きな声を出しにくい昨今でありますけれども、やはり男女問わず明るい声で来庁された方々をお迎えする気持ちを忘れないでいようと思っております。続きまして、空き家バンク制度における協力不動産業者の導入についての答弁ですが、成約に繋がる物件とは、すぐに住める状態がキーワードだそうです。本町にも相当数の空き家がありますが、バンク登録に至らないのは、相続などしかる時に処分しようと後回しになっているかと推察されます。登録することで、資産価値がわかり、適正価格で処分できるので、相続対策にもなるかと思えます。町内で候補の不動産業者は、何社ありますでしょうか。また、少ないようであれば、近隣の市町の不動産業者も入れる考えはありますでしょうか。

○議長(西岡利昌) 伊達企画政策課長。

○企画政策課長(伊達定真) 高橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。町内の関連業者でございますけれども、県の宅地建物取引業協会の加盟業者、また、全日本不動産協会県本部の加盟業者、こちらの方で加盟をされている業者っていうのを、現在こちらで把握しているのは、全部で16社となっております。以上で答弁とさせていただきます。すいません。失礼いたしました。町外の業者を入れる考えがあるかどうかという事でございますけれども、とりあえずは町内の業者の方とですね、今後協議をしていった形で、どういう形で連携ができるかっていうところを模索していきたいと考えております。その中で優先的にはやっぱり町内の業者と話をさせていただいたうえで、その町外の業者の介入については検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長(西岡利昌) 高橋議員。

○1番(高橋久美) 思ったより登録会社が多いので安心いたしました。その中で受ける方、

受けない方あるかと思うんですけども、優良な売主さん買主さんに親切なというか、そういう業者さんを選んで選択していただきたいと思います。不動産業者の仲介手数料を気にされてるようなんですが、私が例に挙げたのが西予市です。実際に問い合わせしてみたところ、トラブルの回避と売買手続きは、プロに任せるのが妥当だという事で、仲介手数料に関する苦情はないそうです。市内外の不動産業者は、特に理事者側との契約は交わさずに、10社ほどが登録制度を取っております。本町の空き家バンクに登録されている当該物件の保存状態や水回り、修理などの情報も非常に少なく、売買の決め手に欠けるために、やはり不動産業者選択、その指定を基本として、体制構築を進めていただけたら嬉しいのですが、いかがでしょうか。また空き家の不要な家具、処分費用の補助金制度や危険な空き家の除去を一部補助する除去費用補助制度は本町は整っておりますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） まず、空き家調査を今、昨日も放送してございましたけれども、取り組んでおるといふふうな事で、先ほども言いましたように、やはり空き家の状態というのは、いろいろ千差万別であろうというふうに思いますし、また、個人の所有であるという事もありますので、そういったところ、先ほども答弁させていただきましたように、不動産業者と十分打ち合わせをして、町内の不動産業者が空き家状況をよく知っていただいた中で、やはり町外からきていただくというのが1番の目的でございますので、そのあたり十分、制度はいろいろあるんですけども、取り壊しつちゅうのは、なかなかできないというところで、一度広田で強制取り壊しをした例がございますけれども、そういったことには難しい問題もございますけれども、そういったところ、十分検討して、いかに今砥部は移住者が少ないという問題がございますので、そこらへんも踏まえまして、この問題についてはしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西岡利昌） 高橋議員。

○1番（高橋久美） 今年度中に進めるとの事なので、砥部町発展の為に利用しやすい制度になりますことを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 高橋久美議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

~~~~~

日程第6	認定第1号	令和2年度砥部町一般会計決算認定について
日程第7	認定第2号	令和2年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第8	認定第3号	令和2年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第9	認定第4号	令和2年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について
日程第10	認定第5号	令和2年度砥部町とべの館特別会計決算認定について
日程第11	認定第6号	令和2年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について
日程第12	認定第7号	令和2年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について

- 日程第 13 認定第 8 号 令和 2 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について  
日程第 14 認定第 9 号 令和 2 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について  
日程第 15 認定第 10 号 令和 2 年度砥部町水道事業会計決算認定について

(決算特別委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第 6、認定第 1 号、令和 2 年度砥部町一般会計決算認定についてから、日程第 15、認定第 10 号、令和 2 年度砥部町水道事業会計決算認定についてまでの 10 件を一括議題とします。決算特別委員長の報告を求めます。中島決算特別委員長。

○決算特別委員長（中島博志） 令和 3 年第 3 回定例会において、閉会中の継続審査として決算特別委員会に付託されました、認定第 1 号から認定第 10 号までの決算認定に関する 10 件について、審査の結果をご報告申し上げます。去る 10 月 11 日、13 日、15 日の 3 日間、本特別委員会を開催し、令和 2 年度の砥部町各会計の決算について、各担当課から、歳入歳出決算書及び主要施策成果説明書等の資料に基づいて説明を求め、予算執行状況の適否並びにその行政効果等について審査を行いました。その結果、各会計の決算は、予算の議決目的及び施策に基づき、いずれも適正に執行されていると認められ、よって認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 件は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。今回の審査において各委員から出された意見・要望等については、十分ご検討の上、今後の町政運営に反映していただくことを申し添え、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 件については、一括して討論及び採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 件については、一括して討論及び採決を行うことに決定しました。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 件に対する委員長の報告は認定です。報告のとおり認定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 件は、委員長の報告のとおり認定されました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。本日は、これにて散会します。

午前 11 時 47 分 散会

## 令和3年第4回砥部町議会定例会（第2日）会議録

招集年月日	令和3年12月3日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和3年12月3日 午前9時30分 議長宣告		
出席議員	1 番 高橋久美 4 番 原田公夫 7 番 佐々木公博 10 番 松崎浩司 13 番 山口元之 16 番 三谷喜好	2 番 日野恵司 5 番 柿本 正 8 番 小西昌博 11 番 大平弘子 14 番 中島博志	3 番 木下敬二郎 6 番 東 勝一 9 番 佐々木隆雄 12 番 面岡利昌 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 大江章吾 企画政策課長 伊達定真 戸籍税務課長 門田 巧 介護福祉課長 松下寛志 建設課長 門田 作 生活環境課長 小中 学 会計管理者 富岡 修 学校教育課長 田邊敏之	副町長 岡田洋志 総務課長 門田敬三 商工観光課長 高橋 桂 保険健康課長 篠原万喜枝 子育て支援課長 田中弘樹 農林課長 池田晃一 上下水道課長 藤田泰宏 広田支所長 町田忠彦 社会教育課長 山本勝彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 堀潤一郎 庶務係長 東山泰久		
傍 聴 者	1人		

令和3年第4回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- 日程第1 議案第51号 愛媛県市町総合事務組合同規約の変更について
- 日程第2 議案第52号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について
- 日程第3 議案第53号 松山衛生事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び負担金の負担割合の見直しに伴う松山衛生事務組合同規約の変更について
- 日程第4 議案第54号 砥部町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第5 議案第55号 砥部町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第56号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第57号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第58号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第59号 砥部町国民健康保険診療所条例の一部改正について
- 日程第10 議案第60号 令和3年度砥部町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第11 議案第61号 令和3年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第62号 令和3年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第63号 令和3年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第64号 令和3年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第65号 令和3年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第3号）

日程第 16 議案第 66 号 令和 3 年度砥部町水道事業会計補正予算 (第 3 号)

・散 会

令和3年第4回砥部町議会定例会

令和3年12月3日（金）

午前9時30分開議

○議長（西岡利昌） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第51号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第1、議案第51号、愛媛県市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第51号についてご説明申し上げます。愛媛県市町総合事務組合理約の変更について。令和4年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である西予市を、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退させるため、地方自治法第286条第1項の規定により、愛媛県市町総合事務組合理約を次のとおり変更する。令和3年12月3日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、西予市の脱退に伴い、愛媛県市町総合事務組合理約を変更するため、提案するものでございます。それでは、資料1の新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、組合の共同処理する事務と構成団体を定める別表第2について、第4項の構成団体から西予市を削るものです。議案書にお戻りください。附則ですが、この規約は令和4年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第51号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第51号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第2 議案第52号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第2、議案第52号、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第 52 号についてご説明申し上げます。愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について。令和 4 年 3 月 31 日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である西予市が、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退することに伴う地方自治法第 289 条の規定による愛媛県市町総合事務組合の財産処分について、次のとおり関係組合市町と協議のうえ定めるものとする。令和 3 年 12 月 3 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、西予市の財産処分の内容について、議会の議決を求めるため、提案するものでございます。それでは、財産処分の内容を申し上げます。議案書の中段をご覧ください。日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処리에係る西予市の一切の財産については、令和 4 年 4 月 1 日において愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものとする。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 52 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

よって議案第 52 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 3 議案第 53 号 松山衛生事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び負担金の負担割合の見直しに伴う松山衛生事務組合規約の変更について  
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（西岡利昌） 日程第 3、議案第 53 号、松山衛生事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び負担金の負担割合の見直しに伴う松山衛生事務組合規約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。小中生活環境課長。

○生活環境課長（小中学） それでは、議案第 53 号についてご説明申し上げます。松山衛生事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び負担金の負担割合の見直しに伴う松山衛生事務組合規約の変更について。地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から、上浮穴郡久万高原町を松山衛生事務組合に加入させること及び負担金の負担割合を見直すことに伴い、松山衛生事務組合規約を次のとおり変更する。令和 3 年 12 月 3 日提出、砥部町長佐川秀紀。まず、提案理由でございますが、松山衛生事務組合規約の変更について地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるため、提案するものでございます。それでは、変更内容について説明させていただきます。資料の新旧対照表をご覧ください。まず、第 2 条、組合を組織する地方公共団体に上浮穴郡久万高原町を加える。次に、第 5 条、議員の定数及び選出方法の第 1 項中、4 人を 5 人に改め、同条第 2 項第 1 号中に上浮穴郡久

万高原町を加える。続きまして、裏面をお願いします。第13条、負担金の負担割合を改め、100分の46.5を人口割、同じく100分の46.5を実績割とし、100分の7を均等割とする。また、人口割については、直近の国勢調査人口から当該国勢調査の属する年度の3月31日現在における公共下水道水洗化人口を控除して得た人口の割合により算出するものとする。実績割については、直近の国勢調査の属する年度以前5箇年度のし尿平均投入実績の割合により算出するものとする。均等割については、組合市町の数により算出するものとする。また、そのほか、関連する用語字句を訂正するものでございます。続きまして、議案書にお戻りいただいて2ページになります。附則といたしまして、この規約は、令和4年4月1日から施行することとし、以下、負担金の負担割合に関する特例、実績割に関する特例及び久万高原町組合加入に伴う負担金について、それぞれ定めております。以上、議案第53号についての説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第53号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第53号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第54号 砥部町過疎地域持続的発展計画の策定について

##### （説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第4、議案第54号、砥部町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。伊達企画政策課長。

○企画政策課長（伊達定真） それでは、議案第54号についてご説明をさせていただきます。砥部町過疎地域持続的発展計画の策定について。砥部町過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により、議会の議決を求める。令和3年12月3日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、本町の過疎地域において、地域の持続的発展を図り、住民福祉の向上など地域格差の是正を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定することについて提案するものである。それでは、計画書の方をお願いいたします。1ページをお開きください。基本的な事項といたしまして、1ページから11ページにかけて、広田地域の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況について記載をしております。12、13ページをお開きください。本ページにおきましては、（4）地域の持続的発展の基本方針といたしまして、若者の移住・定住、農林業の振興、砥部焼の振興、交流、体験による地域拠点づくり、安全・安心な地域づくりを重点施策に位置

付け、基本的な取り組みの方針を記載しております。次に、（５）地域の持続的発展のための基本目標といたしまして、砥部町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる数値目標の項目でございます。広田地域の人口から引用いたしまして、令和６年度の５５０人を基準とし、令和７年度末の過疎地域の人口目標を５３８人としております。続いて、（６）計画の達成状況の評価に関する事項でございますが、計画期間終了後の令和８年度に広田地域の住民等で構成する団体におきまして実施し、その内容につきましては、議会に報告するとともに広田地域の住民に周知する事としております。１４ページをお開きください。（７）計画期間でございますが、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５箇年としております。続いて、（８）公共施設等総合管理計画との整合でございますが、事業の実施に当たっては、本町の公共施設等総合管理計画に即し、適切に推進する事としております。以上、ここまでの基本的な事項となっております。次の２、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から個別の施策事項といたしまして、全部で１１項目の施策について、現況と問題点、その対策及び事業計画などを記載しております。他の個別の施策事項につきましては、１５ページから１８ページにかけて産業の振興。１８ページをお開きください。中ほどになります。地域における情報化。次に交通施設の整備、交通手段の確保。２０ページをお開きください。生活環境の整備。次に２１ページ下段になります。子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進。２２ページをお開きください。中ほどの医療の確保。２３ページになります。教育の振興。２５ページをお開きください。集落の整備、続いて地域文化の振興等。２６ページをお開きください。最後に、再生可能エネルギーの利用促進となっております。２７ページの事業計画につきましては、各施策の事業計画におきます過疎地域持続的発展特別事業分を再掲しておるものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第５４号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第５４号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第５ 議案第５５号 砥部町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第５、議案第５５号、砥部町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。藤田上下水道課長。

○上下水道課長（藤田泰宏） 議案第 55 号につきまして、ご説明申し上げます。議案第 55 号、砥部町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。砥部町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。令和 3 年 12 月 3 日提出、砥部町長佐川秀紀。議案書の 9 ページの提案理由をお願いいたします。令和 4 年 4 月 1 日より、特別会計である農業集落排水事業と浄化槽事業について企業会計へ移行し、公共下水道事業と統合して地方公営企業法の全部適用とし、一つの下水道事業とするため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。議案書 1 ページへお戻りください。第 1 条の砥部町課設置条例から議案書 8 ページ第 18 条の砥部町水道事業給水条例までの関係する条例 18 個の一部改正及び議案書 9 ページ第 19 条の砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例の廃止まで関係する複数の条例を一括して改正するための条例を制定するものでございます。内容についてご説明申し上げます。議案第 55 号資料の新旧対照表 43 ページをお願いいたします。砥部町水道事業の設置に関する条例、新旧対照表でございます。地方公営企業法の規定の全部を適用する事に伴い、すでに地方公営企業法の全部適用となっております水道事業へ下水道事業に関する規定を加える形の改正を行うものでございます。第 1 条の見出し中、水道事業のを削り、同条 2 第 2 項、町民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、砥部町下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業をいう。以下同じ）を設置するを加えるとともに、法の全部適用第 1 条の 2、地方公営企業法第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令第 1 条第 2 項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を令和 4 年 4 月 1 日から適用する。の 1 条を加えます。第 2 条第 1 項中、水道事業の次に、及び下水道事業（以下、「上下水道事業」という。）を加え、同条 2、施設の名称等の規定を加えます。44 ページをお願いいたします。第 3 条第 1 項中、水道事業の管理者を水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長に、同条第 2 項中、水道事業を上下水道事業に改め、以降引用されております箇所の改正を行います。46 ページをお願いいたします。第 8 条中、水道事業会計の次に、及び下水道事業会計を加え、本条例の題名を砥部町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に改めるとともに、砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例は、廃止するものでございます。これに合わせまして、関連する各条例につきまして、所要の改正を行っております。議案書 9 ページへお戻りください。附則でございますが、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 55 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第 55 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。



日程第6 議案第56号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長(西岡利昌) 日程第6、議案第56号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。田中子育て支援課長。

○子育て支援課長(田中弘樹) それでは議案第56号について、説明させていただきます。砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和3年12月3日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、平成26年厚生労働省令第61号の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものでございます。改正内容につきましては、議案第56号資料、新旧対照表をご覧ください。まず、7条においてですが、連携協力を行う施設又は事業所に国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所を加える改正がありました。また、現行の第50条を第51条とし、第6章中、同条の前に新しく第50条を加えるものでございます。内容についてですが、事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、諸記録の作成、保存について、原則として電磁的な対応を認めることと、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的方法による対応を原則として認めるものとする改正のほか、所要の改正を行うものです。議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(西岡利昌) 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第56号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 異議なしと認めます。

よって議案第56号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。



日程第7 議案第57号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長(西岡利昌) 日程第7、議案第57号、砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。田中子育て支援課長。

○子育て支援課長（田中弘樹） それでは議案第 57 号について、ご説明させていただきます。砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 3 年 12 月 3 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、平成 26 年内閣府令第 39 号の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものでございます。改正内容につきましては、議案第 57 号資料、新旧対照表をご覧ください。まず、第 5 条を削り、第 53 条を加えております。これについては、デジタル化の推進に伴い、子ども子育て支援新制度において、保育所等の事業者が作成、保存等を行うものや保育所等と保護者との間の手続き等に関するもので、書面等によることが規定又は想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する改正となっております。また、第 42 条の関係では、新たに満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育、保育、給付、認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育、保育が提供されるよう必要な措置を講じているときが加えられました。これは、国家戦略特別区域の小規模保育事業者が 3 歳未満の子どもから 5 歳までの子どもを引き続き教育、保育できるようになった事に加え、他の小規模保育事業所等の連携対象施設としても認められる事による改正があったほか、所要の改正を行うものです。議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 57 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第 57 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

## 日程第 8 議案第 58 号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第 8、議案第 58 号、砥部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。篠原保険健康課長。

○保険健康課長（篠原万喜枝） 議案第 58 号の砥部町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町国民健康保険条例の一部改正について。砥部町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 3 年 12 月 3 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、健康保険法施行令、大正 15 年勅令第 243 号の改正に伴い、出産育児一時金の額を増額するために提案するものでございます。改正内容につきましては、添付資料の砥部町国民健康保険条例、新旧対照表をご覧ください。第 6 条の 2 第 1 項中、現行 40

万4千円を、改正案40万8千円に改めるものでございます。議案書にお戻りください。附則をご覧ください。施行期日、この条例は、令和4年1月1日から施行するものでございます。経過措置、施行日前に出産した被保険者に係る砥部町国民健康保険条例第6条の2第1項の規定による出産・育児一時金の額については、なお、従前の例によるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第58号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第58号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第9 議案第59号 砥部町国民健康保険診療所条例の一部改正について  
(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（西岡利昌） 日程第9、議案第59号、砥部町国民健康保険診療所条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。篠原保険健康課長。

○保険健康課長（篠原万喜枝） 議案第59号の砥部町国民健康保険診療所条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町国民健康保険診療所条例の一部改正について。砥部町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和3年12月3日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、砥部町国民健康保険診療所医師住宅については、現在利用見込みがないので、施設を廃止し有効な活用方法を検討するため、提案するものでございます。改正内容につきましては、添付資料の新旧対照表をご覧ください。第2条の表、砥部町国民健康保険診療所医師住宅の項を削るものでございます。議案書にお戻りください。附則をご覧ください。この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第59号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第59号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第60号 令和3年度砥部町一般会計補正予算（第11号）

日程第 11	議案第 61 号	令和 3 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 12	議案第 62 号	令和 3 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 13	議案第 63 号	令和 3 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 14	議案第 64 号	令和 3 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 15	議案第 65 号	令和 3 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 16	議案第 66 号	令和 3 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 3 号） （説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第 10、議案第 60 号、令和 3 年度砥部町一般会計補正予算第 11 号から、日程第 16、議案第 66 号、令和 3 年度砥部町水道事業会計補正予算第 3 号までの 7 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 私からは、議案第 60 号の一般会計から議案第 64 号の浄化槽特別会計までの補正予算についてご説明申し上げます。はじめに、一般会計補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 60 号、令和 3 年度砥部町一般会計補正予算第 11 号。令和 3 年度砥部町の一般会計補正予算第 11 号は、次に定めるところによる。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 5,287 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 88 億 4,443 万 4 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。第 2 条、繰越明許費の追加は、第 2 表繰越明許費補正による。第 3 条、地方債の変更は、第 3 表地方債補正による。令和 3 年 12 月 3 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いします。歳出です。はじめに、全般的事項として、期末手当支給割合の引き下げなどに伴いまして、職員手当など人件費を 1,610 万円減額しています。それでは、歳出の主なものについて説明いたします。2 款総務費を 1,612 万 5 千円増額し、9 億 6,581 万 7 千円としました。庁舎 1 階和室をリモート会議室に改修するための関係経費 595 万 7 千円の追加。ふるさと応援寄附金の申し込み増加に伴う返礼品など関係経費 829 万 3 千円の追加などです。次に、3 款民生費を 1,784 万 9 千円増額し、31 億 4,524 万 1 千円としました。障害者更生医療給付費 531 万 6 千円の追加。民間保育事業者の誘致のため、保育施設候補地の評価額の鑑定などに要する経費 365 万 5 千円の追加などです。次に、4 款衛生費を 2,997 万円増額し、9 億 1,206 万 4 千円としました。新型コロナワクチンの 3 回目接種の体制整備に要する経費 2,945 万 9 千円の追加などです。次に、8 款土木費を 1,416 万 6 千円増額し、5 億 7,171 万 5 千円としました。町道等の支障木の撤去や除雪等に要する経費 520 万円の追加。町道の通学路安全対策工事費 400 万円の追加などです。次に、10 款教育費は 2 億 7,691 万 5 千円増額し、14 億 5,154 万 2 千円としました。文化会館の空調設備更新事業費 2 億 7,377 万 9 千円の追加などです。2 ページをお願いします。歳入です。財源として、10 款地方交付税 1 億 799 万 5 千円、14 款国庫支出金 3,762 万 3 千円、15 款県支出金 413 万 8 千円、16 款財産収入 3 千円、17 款寄附金 1,634 万 3 千円、19 款繰越金 6,127 万 6 千円、21 款町債 1 億 2,550 万円をそれぞれ増額いたしました。4 ページをお願いします。第 2 表繰越明許費補正です。文化会館空調設備更新事業について、今年度中の完成が見込めないため事業費 2 億 7,377 万 9 千円を 4 年度に繰

越します。6ページをお願いします。第3表地方債補正です。普通交付税の算定により、臨時財政対策債の発行可能額が確定したため、8,790万円減額し、限度額を2億9,210万円としました。7ページをお願いします。文化会館空調設備更新事業の財源として、一般単独事業債を2億1,340万円追加しました。一般会計については以上です。続きまして、国保特別会計補正予算書の1ページをお願いします。議案第61号、令和3年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号。令和3年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。第1条、事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,809万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億349万1千円とする。直営診療施設勘定は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,863万9千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年12月3日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いします。事業勘定の歳出です。2款保険給付費を3,107万9千円増額し、16億5,770万2千円としました。一般被保険者の医療費の増加に伴う療養給付費3,107万9千円の追加です。次に、3款国民健康保険事業費納付金は、財源組替です。次に、7款諸支出金を701万6千円増額し、2,375万6千円としました。保険給付費等交付金の超過交付分の償還金701万6千円の追加です。2ページをお願いします。歳入です。財源として、1款国民健康保険税を142万1千円の減額、4款県支出金を3,164万7千円の増額、5款繰入金を954万8千円の増額、6款繰越金を566万円の減額、7款諸収入を398万1千円増額しました。5ページをお願いします。直営診療施設勘定の歳出です。1款総務費を23万減額し、5,146万5千円としました。人件費の減額です。4ページをお願いします。歳入です。8款繰入金を23万減額しました。続きまして、介護特別会計補正予算書の1ページをお願いします。議案第62号、令和3年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号。令和3年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。第1条、保険事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ870万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,813万2千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年12月3日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いします。保険事業勘定の歳出です。1款総務費は、財源組替です。次に、4款地域支援事業費を182万7千円減額し、1億1,329万円としました。人件費の減額です。次に、5款基金積立金を1,053万4千円増額し、5,362万5千円としました。保険料の剰余金を積み立てるため、介護保険事業運営基金積立金を1,053万4千円追加しました。2ページをお願いします。歳入です。財源として、1款介護保険料を55万円の減額、3款国庫支出金を1,112万円の増額、4款支払基金交付金を45万円の減額、5款県支出金を23万5千円の減額、7款繰入金を117万8千円減額しました。続きまして、農業集落排水特別会計補正予算書の1ページをお願いします。議案第63号、令和3年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第1号。令和3年度砥部町の農業集落排水特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の

総額に歳入歳出それぞれ 16 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,579 万 4 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。令和 3 年 12 月 3 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いします。歳出です。2 款交際費を 16 万 1 千円増額し、1,275 万 7 千円としました。公営企業会計適用債の元金及び支払利子の償還金 16 万 1 千円を追加しました。2 ページをお願いします。歳入です。財源として、4 款繰入金を 16 万 1 千円増額しました。続きまして、浄化槽特別会計補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 64 号、令和 3 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 1 号。令和 3 年度砥部町の浄化槽特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 17 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,177 万 4 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。令和 3 年 12 月 3 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いします。歳出です。1 款浄化槽点検管理費を 17 万 5 千円減額し、8,074 万円としました。人件費の減額です。2 ページをお願いします。歳入です。1 款事業収入を 17 万 5 千円減額しました。以上で私からの説明を終わります。

○議長（西岡利昌） 藤田上下水道課長。

○上下水道課長（藤田泰宏） 引き続きまして、議案第 65 号、66 号についてご説明申し上げます。はじめに、議案第 65 号、令和 3 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 3 号についてご説明申し上げます。お手元に、公共下水道事業会計補正予算第 3 号をお願いいたします。補正予算書の 1 ページをお開きください。議案第 65 号、令和 3 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 3 号。第 1 条、令和 3 年度砥部町公共下水道事業会計の補正予算第 3 号は、次に定めるところによる。第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入につきましては、取得資産の増加に伴う収益化により、第 1 款下水道事業収益、第 2 項営業外収益を 95 万 5 千円増額、2 億 2,160 万円とし、収入合計を 3 億 2,259 万 4 千円としました。支出につきましては、第 1 款下水道事業費用、第 1 項営業費用を取得資産の増加に伴う減価償却費等によりまして、147 万 7 千円増額、3 億 472 万 3 千円に、第 2 項営業外費用を企業債の利率見直しに伴い、利息を 48 万 1 千円減額、114 万円とし、支出合計を 3 億 641 万 3 千円としました。第 3 条、予算第 4 条本文括弧書中、不足する額と補てん財源を次のとおり改めるとともに、収入につきましては、松山市上野地区の下水道接続に伴います事業費負担金 1 戸分 5 万 5 千円を追加、1,445 万 5 千円としました。収入合計は 3 億 5,135 万 5 千円としました。支出につきましては、第 1 款下水道資本的支出、第 1 項建設改良費におきまして、資本職員の人件費補正として 42 万 3 千円減額、3 億 5,803 万 7 千円に、第 2 項企業債償還金を企業債の利率見直しに伴い 16 万 9 千円増額、1 億 3,800 万 5 千円とし、支出合計を 4 億 9,604 万 2 千円としました。第 4 条、予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を 60 万 5 千円減額し、5,515 万 7 千円とするものでございます。令和 3 年 12 月 3 日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で議案第 65 号の説明を終わります。続きまして、議案第 66 号、令和 3 年度砥部町水道事業会計補正予算第 3 号についてご説明申し上げ

げます。お手元に水道事業会計補正予算第3号をお願いいたします。補正予算書の1ページをお開きください。議案第66号、令和3年度砥部町水道事業会計補正予算第3号。第1条、令和3年度砥部町水道事業会計の補正予算第3号は、次に定めるところによる。第2条、令和3年度砥部町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量に次の工事を加える。第4号、主要な建設改良事業で、特設配水管布設工事900万円を追加するものでございます。測量調査設計が完了し、早期着手するため補正をお願いするものでございます。第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入につきましては、第1款水道事業収益、第1項営業収益で受託工事収益におきまして不足が見込まれるため380万円を増額、3億1,010万9千円に、第2項営業外収益で特設配水管新設に伴います加入金22万円を増額、4,515万5千円とし、収入合計を3億5,526万4千円としました。支出につきましては、第1款水道事業費用、第1項営業費用で、受託工事費を380万円増額、人件費を248万3千円減額、3億149万6千円とし、第2項営業外費用で、企業債の支払利息に不足が見込まれるため368万8千円増額、1,884万7千円とし、支出合計を3億2,089万3千円としました。第4条、予算第4条本文括弧書中、不足する額と補てん財源を次のとおり改めるとともに、収入におきまして、第1款水道資本的収益、第4項工事負担金で特設配水管新設工事負担金として58万円増額、収入合計を4億6,508万円としました。2ページをお願いいたします。支出におきまして、第1款水道資本的支出、第1項建設改良費を特設配水管新設工事請負費と人件費補正により905万6千円増額、5億4,172万4千円とし、支出合計を6億7,297万8千円としました。第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を242万7千円減額し、4,169万6千円とするものでございます。令和3年12月3日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で議案第66号の説明を終わります。以上ですべての説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第60号から議案第66号までの7件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第60号から議案第66号までの7件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、12月10日の本会議でお願いします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日は、これにて散会します。

午前10時31分 散会



## 令和3年第4回砥部町議会定例会（第3日）会議録

招集年月日	令和3年12月10日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和3年12月10日 午前9時30分 議長宣告		
出席議員	1 番 高橋久美 4 番 原田公夫 7 番 佐々木公博 10 番 松崎浩司 13 番 山口元之 16 番 三谷喜好	2 番 日野恵司 5 番 柿本 正 8 番 小西昌博 11 番 大平弘子 14 番 中島博志	3 番 木下敬二郎 6 番 東 勝一 9 番 佐々木隆雄 12 番 西岡利昌 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 大江章吾 企画政策課長 伊達定真 戸籍税務課長 門田 巧 介護福祉課長 松下寛志 建設課長 門田 作 生活環境課長 小中 学 会計管理者 富岡 修 学校教育課長 田邊敏之	副町長 岡田洋志 総務課長 門田敬三 商工観光課長 高橋 桂 保険健康課長 篠原万喜枝 子育て支援課長 田中弘樹 農林課長 池田晃一 上下水道課長 藤田泰宏 広田支所長 町田忠彦 社会教育課長 山本勝彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 堀潤一郎 庶務係長 東山泰久		
傍 聴 者	0人		

令和3年第4回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- 日程第1 議案第51号 愛媛県市町総合事務組合同規約の変更について
- 日程第2 議案第52号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について
- 日程第3 議案第53号 松山衛生事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び負担金の負担割合の見直しに伴う松山衛生事務組合同規約の変更について
- 日程第4 議案第54号 砥部町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第5 議案第55号 砥部町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第56号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第57号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第58号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第59号 砥部町国民健康保険診療所条例の一部改正について
- 日程第10 議案第60号 令和3年度砥部町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第11 議案第61号 令和3年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第62号 令和3年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第63号 令和3年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第64号 令和3年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第65号 令和3年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第3号）

- 日程第 16 議案第 66 号 令和 3 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 請願第 2 号 沖縄戦戦没者の遺骨が眠る土砂を辺野古新基地建設の埋め立てに使用しないことを求める請願
- 日程第 18 請願第 3 号 米価の暴落阻止のため過剰在庫の市場隔離と生活困窮者への食料支援を求める請願
- 日程第 19 請願第 4 号 沖縄戦犠牲者の遺骨を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める請願
- 日程第 20 議員派遣
- 追加日程第 1 議案第 67 号 令和 3 年度砥部町一般会計補正予算（第 12 号）
- 追加日程第 2 発委第 3 号 沖縄戦犠牲者の遺骨が眠る土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書提出について

・閉 会

令和3年第4回砥部町議会定例会

令和3年12月10日（金）

午前9時30分開議

○議長（西岡利昌） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第51号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について  
(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第1、議案第51号、愛媛県市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第51号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第51号については、西予市が、交通災害共済の共同処理事務構成団体から脱退することに伴い、愛媛県市町総合事務組合理約を変更するものでございます。審査において、委員からは、本町の交通災害共済加入状況はとの質問に対し、平成24年度2,392人、令和3年度では1,135人であると説明がありました。また、委員からは、加入者が年々減っているが、将来的に脱退する考えはとの質問に対して、希望者が一定数いることから、当面は継続したいとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第51号は、原案のとおり可決するものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第52号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第2、議案第52号、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構

成団体からの脱退に伴う財産処分についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第52号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第52号については、西予市が、交通災害共済から脱退することに伴い、共同処理に係る財産処分について、一切の財産を市町総合事務組合に帰属させるもので、特に委員からは質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第52号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第53号 松山衛生事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び負担金の負担割合の見直しに伴う松山衛生事務組合規約の変更について  
(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第3、議案第53号、松山衛生事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び負担金の負担割合の見直しに伴う松山衛生事務組合規約の変更についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第53号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第53号については、久万高原町が、松山衛生事務組合に加入することに伴い、組合規約を変更するものです。審査において、委員からは、今後の負担金総額の推移はどの質問に対し、今後も6億3千万円程度で推移する見通しで、大きな増減は想定していないとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第53号は、原案のとおり可決するものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 4 議案第 54 号 砥部町過疎地域持続的発展計画の策定について  
(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第 4、議案第 54 号、砥部町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 54 号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第 54 号については、過疎法の施行に伴い、広田地域の持続的発展を図り、地域格差の是正を推進するため策定するもので、審査において、委員からは、広田地区の住民の意見は聞いているのかとの質問に対し、地域審議会で説明し、意見を反映していると説明がありました。また、委員からは、過疎事業債の概要はとの質問に対し、借入に係る元利償還金の 70%が基準財政需要額に算定され、過疎債は、この計画に掲げた事業にしか充てることができないとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 54 号は、原案のとおり可決するものと決定しましたので、ここにご報告を申し上げ、委員長報告を終わります。以上です。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第55号 砥部町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第5、議案第55号、砥部町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長(三谷喜好) 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第55号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第55号については、令和4年度より、農業集落排水事業と浄化槽事業を、公共下水道事業へと統合し、地方公営企業法の全部を適用することに伴い、関係条例について所要の改正を行うもので、委員からは、特に議案に対する質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第55号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長(西岡利昌) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長(西岡利昌) 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第56号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第6、議案第56号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。中島厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(中島博志) 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第56号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第56号については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。審査においては、委員から、現在計画されている民間保育所等の誘致するための改正かとの質問に対し、

今回の計画とは関係がなく、国の基準が改正されたための改正であるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 56 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第 7 議案第 57 号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第 7、議案第 57 号、砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。中島厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（中島博志） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 57 号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第 57 号については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、特定教育・保育施設の許認可は町が出すのかとの質問に対し、地域型保育事業は、町で申請を受け、承認するとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 57 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 58 号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第 8、議案第 58 号、砥部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。中島厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（中島博志） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 58 号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第 58 号については、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の額を増額するものです。審査において、委員からは、出産育児一時金は、町から医療機関に支払われるものかとの質問に対し、そうであるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 58 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 58 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第 59 号 砥部町国民健康保険診療所条例の一部改正について  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第 9、議案第 59 号、砥部町国民健康保険診療所条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。中島厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（中島博志） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 59 号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第 59 号については、利用見込みのない国民健康保険診療所の医師住宅について、有効な活用方法を検討するため、施設を廃止するものであります。審査において、委員からは、医師住宅の状況はどの質問に対し、平成 5 年建築で、27 年が経過している。平成 21 年 3 月から空き家の状況であるとの説明があ

りました。また、売却しないとの方針であるが、利用方法はとの質問に対し、特に決まっていなとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 59 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 59 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

- |        |          |                                   |
|--------|----------|-----------------------------------|
| 日程第 10 | 議案第 60 号 | 令和 3 年度砥部町一般会計補正予算（第 11 号）        |
| 日程第 11 | 議案第 61 号 | 令和 3 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 12 | 議案第 62 号 | 令和 3 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）   |
| 日程第 13 | 議案第 63 号 | 令和 3 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）   |
| 日程第 14 | 議案第 64 号 | 令和 3 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）      |
| 日程第 15 | 議案第 65 号 | 令和 3 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）    |
| 日程第 16 | 議案第 66 号 | 令和 3 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 3 号）       |

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第 10、議案第 60 号、令和 3 年度砥部町一般会計補正予算第 11 号から、日程第 16、議案第 66 号、令和 3 年度砥部町水道事業会計補正予算第 3 号までの 7 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました、補正予算 5 件について、審査の内容と結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 60 号、令和 3 年度砥部町一般会計補正予算第 11 号のうち、当委員会の所管する歳出の主なものは、総務費では、コンビニ交付システムの改修に係る委託料 15 万 4 千円を追加しております。また、ふるさと納税の申し込みが見込みを上回るため、返礼品等の関係経費を 829 万 3 千円を追加しております。土木費では、通学路の点検で確認され、危険個所に対策工事に係る工事請負費 400 万円を追加しております。審査において、委員から、コンビニ交付システムの利用状況はとの質問に対し、1 月 20 日からサービスを開始し、ひと月あたり 60～70 件利用されている。内訳として、町外からの利用者が 5 割、時間外での利用者が約 6 割あるとの説明がありました。また、通学路の対策工事については、委員から、通学路にハンパを設置してはど

うかの質問に対し、道路に段差を付けるものであるので、大きな道路の場合は、騒音の問題があるとの説明がありました。さらに、ふるさと納税については、委員から、令和3年度の寄附見込みはとの質問に対し、前年並みの6千万円程度と見込んでいるとの説明がありました。次に、議案第63号、令和3年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第1号は、16万1千円を追加しております。支出の主なものは、公営企業会計適用債の借入による、元金償還金15万9千円を追加するもので、特に委員からの質疑はありませんでした。次に、議案第64号、令和3年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第1号は、人件費17万5千円の減額するもので、特に委員からの質疑はありませんでした。次に、議案第65号、令和3年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第3号は、収益的支出を99万6千円追加し、資本的支出を25万4千円減額しております。支出の内容は、取得資産の増加に伴う、有形固定資産減価償却費165万9千円を追加するもので、審査において、委員からは、企業債の利率見直しの内容はとの質問に対し、簡易保険資金で0.1%が0.003%、政府資金の0.1%が0.004%となったとの説明がありました。また、下水道の普及状況について、委員からは、松山市の上野地区の加入は増えているのかとの質問に対し、増えているとの説明がありました。次に、議案第66号、令和3年度砥部町水道事業会計補正予算第3号は、収益的支出を500万5千円追加し、資本的支出を905万6千円追加しております。支出の内容は、一部給水できていない田ノ浦地区において、特設配水管新設に係る工事請負費900万円を追加するもので、審査において、委員からは、給水できていないのは何件くらいかとの質問に対し、本工事により、5件の利用を見込んでいるとの説明がありました。よって、議案第60号、第63号から第66号の5議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西岡利昌） 中島厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（中島博志） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算3件について、審査の内容と結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第60号、令和3年度砥部町一般会計補正予算第11号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費では、子育て世帯の孤独防止を目的に、子ども食堂の開催に係る補助金2万5千円を追加しています。衛生費では、新型コロナワクチンの追加接種に必要な関係経費2,945万9千円を追加しています。教育費では、令和4年度に特別支援学級の新設が予定されている砥部小学校の段差解消工事に係る工事請負費等の関係経費214万4千円を追加しています。また、老朽化が進む文化会館の空調設備を更新するため工事請負費等関係経費2億7,377万9千円を追加しています。審査において、委員からは、子ども食堂は年何回実施しているのかとの質問に対し、年間5回程度を予定しているとの説明がありました。また、特別支援学級の新設について、委員から、付き添いに係る児童保護者の負担軽減やケアはとの質問があり、看護資格を有する生活支援員の代替とし、当面は訪問看護ステーションに1名派遣委託するとの説明がありました。さらに、新型コロナワクチンの追加接種について、委員から、3回目の接種予定はとの質問があり、2回接種してから8か月経過した人から、順次案内を行っていく。町内医療機関で接種いただく予定との説明がありました。次に、議案第61号、令和3年度砥部町国

民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、事業勘定を3,809万5千円追加、直営診療施設勘定を23万円減額しています。支出の主なものは、高齢化等による医療費の増加により、一般被保険者療養給付費3,107万9千円追加するものです。審査において、委員からは、直営診療施設勘定の予算減額の内容はとの質問に対し、職員の人件費補正であるとの説明がありました。次に、議案第62号、令和3年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号は、保険事業勘定を870万7千円追加しています。支出の主なものは、介護保険事業運営基金積立金を1,053万4千円追加するものであります。特に委員から質疑はありませんでした。よって、議案第60号、第61号、第62号の3議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は、1件ごとに行います。

議案第60号、令和3年度砥部町一般会計補正予算第11号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第60号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第61号、令和3年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第61号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第62号、令和3年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第62号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定

することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 62 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 63 号、令和 3 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第 63 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 63 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 64 号、令和 3 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第 64 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 64 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 65 号、令和 3 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 3 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第 65 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 65 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 66 号、令和 3 年度砥部町水道事業会計補正予算第 3 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第 66 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 66 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 17 請願第 2 号 沖縄戦戦没者の遺骨が眠る土砂を辺野古新基地建設の埋め立てに  
使用しないことを求める請願

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第 17、請願第 2 号、沖縄戦戦没者の遺骨が眠る土砂を辺野古新基地建設の埋め立てに使用しないことを求める請願を議題とします。委員長の報告を求めます。中島厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（中島博志） 厚生文教常任委員会で継続審議としておりました、請願第 2 号について、審査の結果をご報告申し上げます。本請願内容は、沖縄戦戦没者の遺骨が眠る土砂を辺野古新基地建設の埋め立てに使用しないこと及び戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、日本政府が主体となって戦没者の遺骨を収集することの意見書を国に対し提出するよう求めるものであります。協議において、委員からは、人道的には理解できるが、辺野古新基地の問題とは切り離して考えるべき等の意見があり、採決の結果、請願第 2 号は、賛成多数で不採択とすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。請願第 2 号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。

よって請願第 2 号は、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第 18 請願第 3 号 米価の暴落阻止のため過剰在庫の市場隔離と生活困窮者への食料支  
援を求める請願

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第 18、請願第 3 号、米価の暴落阻止のため過剰在庫の市場隔離と生活困窮者への食料支援を求める請願を議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務

産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました、請願第3号について、審査の結果をご報告申し上げます。本請願内容は、長引くコロナ禍の影響により、米価の下落が続く一方食料支援の必要な生活困窮者が増えていることから、過剰米の市場隔離と生活困窮者に対する食料支援制度を実現する旨の意見書を国に提出するよう求めるものでございます。協議において、委員からは、平均的な米生産費が米価を上回る状況では、作れば作るほど赤字となり、市場隔離は必要であるとの賛成意見もありましたが、他の品種と同様、品質改良等による自立も必要。子ども食堂とは切り離して考えるべき。生活困窮者に対しては、社会保障制度で救済されるとの反対意見があり、採決の結果、請願第3号は、賛成多数で不採択とすべきものと決定いたしました。ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。請願第3号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。

よって請願第3号は、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

#### 日程第19 請願第4号 沖縄戦犠牲者の遺骨を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める請願

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第19、請願第4号、沖縄戦犠牲者の遺骨を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める請願を議題とします。委員長の報告を求めます。中島厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（中島博志） 厚生文教常任委員会に付託されました、請願第4号について、審査の結果をご報告申し上げます。本請願内容は、沖縄戦戦没者の遺骨が眠る土砂を埋め立てに使用しないこと及び戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、日本政府が主体となって戦没者の遺骨を収集することの意見書を国に対し提出するよう求めるものであります。協議において、委員からは、この請願は、辺野古新基地への是非を問うているのではなく、沖縄戦では多くの国民が犠牲になっており、慰霊すべきものである。悲しい歴史を踏まえ、遺骨が混入する土砂を使用しないでほしいという人道的な問題等の意見があり、

採決の結果、請願第4号は、賛成多数で採択とすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。請願第4号に対する委員長の報告は、採択です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。

よって請願第4号は、採択することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して全員協議会を開催します。

午前10時18分 休憩

午前10時48分 再開

~~~~~

#### 日程第20 議員派遣

○議長（西岡利昌） 再開します。日程第20、議員派遣を議題とします。

お諮りします。厚生文教常任委員会の視察研修及び団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定しました。

お諮りします。ただ今、佐川町長から議案第67号が、中島厚生文教常任委員長から発委第3号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号及び発委第3号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

~~~~~  
追加日程第1 議案第67号 令和3年度砥部町一般会計補正予算（第12号）  
（説明、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 追加日程第1、議案第67号、令和3年度砥部町一般会計補正予算第12号を議題とします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） それでは、一般会計補正予算についてご説明申し上げます。補正予算書の1ページをお願いします。議案第67号、令和3年度砥部町一般会計補正予算第12号。令和3年度砥部町の一般会計補正予算第12号は、次に定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,365万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億808万9千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年12月10日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、歳出についてご説明申し上げますので、3ページをお願いします。3款民生費ですが、1億6,365万5千円追加し、33億889万6千円としました。新型コロナの影響等を踏まえ、子育て世帯の生活を支援するため、18歳以下等の子どもに対し、1人当たり5万円の臨時特別給付金を支給するため関係経費1億6,365万5千円を追加しました。2ページをお願いします。歳入です。財源として、14款国庫支出金を1億6,365万5千円追加し、12億2,048万1千円としました。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第67号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
追加日程第2 発委第3号 沖縄戦犠牲者の遺骨が眠る土砂を埋め立てに使用しないよう  
求める意見書提出について  
（説明、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 追加日程第2、発委第3号、沖縄戦犠牲者の遺骨が眠る土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。中島厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（中島博志） 発委第3号、沖縄戦犠牲者の遺骨が眠る土砂を埋め立

てに使用しないよう求める意見書提出について。砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。令和3年12月10日提出、砥部町議会議長面岡利昌様、厚生文教常任委員会委員長中島博志。提案理由でございますが、糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、沖縄戦犠牲者の遺骨がいまだ数知れず残されており、戦後76年が経過した今も戦没者の遺骨収集が行われています。戦没者の遺骨等が混入した土砂を、埋め立てに使用することは、人道上許されるものではなく、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、迅速かつ確実な実施を求める意見書を国及び政府に提出しようとするものでございます。なお、意見書及び提出先につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでございます。以上、議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（面岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（面岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（面岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（面岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。

よって発委第3号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（面岡利昌） 異議なしと認めます。

よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、2日から本日までの9日間にわたり、連日、終始熱心なご審議を賜り、全議案をご議決いただきましたことに対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。会期中に承りました様々な提言並びにご指導いただきました内容につきましては、今後の町政運営に反映してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の一層のご支援をよろしくお願いを申し上げます。いよいよ、今年も残すところ3週間となりました。昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応に迫られる1年となりましたが、ワクチン接種が進み、新たな生活様式が浸透したことにより、共存への道筋が見えつつあるように感じます。議員の皆様におかれましても、くれぐ

れもお身体にご自愛いただき、お元気で新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 以上をもって、令和3年第4回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時00分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員